

Annual Report

2020（令和2）年度

年 次 報 告 書

2020 FY

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



Hansen's Disease Sanatoria
WORLD HERITAGE PROMOTION COUNCIL

私たちからのメッセージ

-新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者や関係者への誹謗中傷について-

現在、世界中の人々が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の危機に直面しています。お亡くなりになった方々とそのご家族に心よりお悔やみ申し上げます。また、現在治療中の方々の一日も早い回復をお祈りすると共に、日々懸命に業務に取り組まれている関係者の皆さまに敬意を表します。

私たちNPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は、高齢化の進むハンセン病療養所入所者、回復者の皆さんの自らの経験を決して繰り返して欲しくないという強い願いと共に、ハンセン病療養所とそこで生活されてきた人々の歴史を世界遺産として後世に語り継ぐ運動に取り組んでいます。

社会では、しばしば比較されるハンセン病と新型コロナウイルス感染症ですが、両者は原因、発病のメカニズム、症状、治療法の有無など全く異なります。よって、両者を単純に比較することはできませんが、今、ただ一つハンセン病の歴史を語り続けることを使命とする私たちがお伝えしたいことがあります。それは「患者さんや関係者に対する疾病差別は決してあってはならない」ということです。

私たちは誰しも病気になりたくありません。そして感染症という病気の原因となる細菌やウイルスは私たちの目には見えません。ヒトからヒトへの感染が明らかになっている新型コロナウイルス感染症において患者と関係者からできるだけ距離をおきたい、という気持ちは十分に理解できます。また、社会的距離の確保や「三密」の回避は、今後も感染の状況に応じて意識し続けるべき行動基準です。

しかし、誤った知識や見解による過度な反応は噂を呼び、偏見を生み、差別につながります。私たちはこれらのことをハンセン病隔離政策から学んでいます。

患者が恐れるのは病気とそれに伴う差別と人権蹂躪です。患者が差別を恐れるがあまり、病気を隠し、今回の感染拡大が更に長期に渡り収束しなければ、私たちの社会的経済的な活動は益々の困難に直面するでしょう。

「歴史は繰り返す」ローマの歴史家クルティウス＝ルーフスは言います。私たち人類には今までも新たな感染症の出現に直面し、その脅威を乗り越えてきた歴史があります。

-患者さんが安心して治療に専念し、家族の方がそれを十分サポートできるように-

そして、医療従事者が存分に活躍できるように-

ハンセン病の歴史を学ぶことにより、少しでも病気による偏見や差別が和らぐのであれば非常に有り難くそして私たち一人ひとりが新型コロナウイルス感染症という未知の感染症を正確に知り、正しく行動すればそれに伴う偏見、差別と人権蹂躪を生まない社会の創造に寄与できる。

これがハンセン病回復者と私たちからのメッセージです。

2020（令和2）年5月18日

岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

<https://www.hansen-wh.jp/news/374/>



※2020年4月7日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき全国7都府県に緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象が全国に拡大されました。この全国への宣言は5月25日に解除されました。

2021年4月25日、いわゆる第4波により3回目の宣言が全国6都府県に発出され、5月16日には岡山県も対象になりました。2021年2月17日、医療従事者へのワクチンの接種が始まり、6月1日現在、65歳以上の高齢者を対象とした接種も進められています。

上記メッセージの発表から1年が経過しましたが、新型コロナウイルス終息の兆しは見えません。この間、関連する差別事例が多く報道されています。そこで、私どもの思いを込めたメッセージを改めて掲載いたしました。



平素は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会に多大なるご理解とご支援をいただき、心より感謝いたします。2020（令和2）年度（第4期）の年次報告書を発行するにあたり、法人を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

まず何より、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響が国内外で顕在化し、現在も続いています。移動とコミュニケーションの制限に対する人々の不満や医療従事者の方々の苦悩と不安は、アルベール・カミュの「ペスト」に描かれる世界を想起させます。私どもも感染拡大防止の観点から内部の会議等はオンラインで開催いたしましたが、多くの皆様と直接お会いする機会を設けることが叶いませんでした。ハンセン病問題の正しい理解に向けて多くの見学者を受けて入れていただいておりますハンセン病療養所は、啓発事業を制限あるいは中止せざるを得ない状況となっています。「昔の隔離の時代に戻ったようだ」と言われる入所者もおられるとうかがいます。

昨年度はこのような状況下、実際の建造物や史資料、そして療養所という場所と対話することで進めることができる世界遺産登録に向けた調査も一部で計画通り進めることができませんでした。細心の注意を払いながら2018年度に岡山県瀬戸内市で実施いただいたふるさと納税型クラウド・ファンディングでお寄せいただいたご寄附を活用し、長島内の歴史的建造物4物件の基礎的調査事業等を実施しました。

また、長島愛生園では新たに「歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ」が設置され、国（厚生労働省）と歴史的建造物等の保存を協議する場に私どもも参画する機会を得ました。これらの詳細は、本書19ページ以降に2020年度学術調査報告書（概要版）として掲載しております。是非ご覧いただき、ご感想をお寄せください。

最後に、コロナ禍で生まれた差別や偏見を耳にした愛媛の有志の皆様が立ち上げた「シトラスリボンプロジェクト」をご紹介します。



<https://citrus-ribbon.com/>

ホームページにはリボンの作り方の説明動画がアップされており、私どももこれを作成し、機会を捉え身に着けております。プロジェクトが訴求する「ただいま」「おかえり」と言える環境は、新型コロナウイルスに限らず病気を安心して治療できる社会の構築に繋がるのではないのでしょうか。ハンセン病の歴史の教訓を継承することに携わる多くの皆様に、このプロジェクトを広めていただけたら幸いです。

2021（令和3）年6月

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

理事長 原 憲一

法人概要

名称	特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
英語名	Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council
理事長	原 憲一
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地
公式サイト	https://www.hansen-wh.jp
成立年月日	2018（平成 30）年 1 月 25 日
所轄庁	岡山県
定款に定める目的	この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

役員・顧問名簿

2021 年 6 月 1 日現在

理事長	原 憲一	R S K 山陽放送株式会社 代表取締役会長
副理事長	武久 顕也	瀬戸内市長
理事	中尾 伸治	長島愛生園入所者自治会 会長
理事	屋 猛司	邑久光明園入所者自治会 会長
理事	森 和男	大島青松園入所者自治会 会長
理事	山本 典良	国立療養所長島愛生園 園長
理事	青木 美憲	国立療養所邑久光明園 園長
理事	平松 正臣	ノートルダム清心女子大学 元教授
理事	大月 敏雄	東京大学 教授
理事	古謝 愛彦	ハンセンボランティア「ゆいの会」 弁護士
理事	阿部 光希	株式会社山陽新聞社編集局報道部 副部長
理事	坪井 智美	瀬戸内市 市民生活部長
理事	服部 靖	裳掛地区コミュニティ協議会 会長
理事	横山 次男	裳掛地区市民
理事	近藤 剛	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団事務局長 弁護士
理事	境野 健太郎	工学院大学 准教授
監事	安野 豊	国立療養所長島愛生園 事務部長
監事	中祖 恵輔	国立療養所邑久光明園 事務長
顧問	井上 雅雄	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団 弁護士
顧問	西村 幸夫	國學院大學 教授 東京大学 名誉教授

会員数 正会員 92 者（+15） 内訳 個人正会員 77 名 団体正会員 11 者 学生正会員 4 名

2021 年 3 月 31 日現在。() 内士は前年同期比較増減。

私たちの活動を応援してください。

入会・寄付・岡山県瀬戸内市ふるさと納税

✓ ご入会について

正会員と応援会員の2種類からお選びください。年間を通じて受け付けています。ご入会後には全ての会員の皆様に、年次報告書（年1回）、会報誌（年1回）、NPO主催のイベント情報（随時）を郵送いたします。多くの皆様にご入会いただけますようお願い申し上げます。

- 正会員：総会に出席し、議案への表決権を行使できる会員
- 応援会員：総会を傍聴することはできるが、議案への表決権は行使できない会員

会員種別	年会費	入会特典
個人正会員	5,000 円	◆ NPOロゴマークピンバッジと文具セット
学生正会員	2,000 円	◆ NPOロゴマークピンバッジと文具セット
団体正会員	10,000 円	◆ NPOロゴマークピンバッジと文具セット ◆ 団体・企業ロゴマークのNPOホームページへの掲載（希望者のみ）
個人応援会員	1,000 円（一口以上）	◆ 文具セット
団体応援会員	3,000 円（一口以上）	◆ 文具セット

※入会金は無料です。

✓ ご寄付について

年間を通じて受け付けています。多くの皆様からご寄付いただけますようお願い申し上げます。

✓ ご入会及びご寄付の方法について

入会申込書や寄付申込書、送金先口座など具体的な情報をNPOホームページに詳細を掲載しています。ご不明な点は、NPO事務局（0869-24-8872）までお問い合わせください。



<https://www.hansen-wh.jp/join/>

寄付プラットフォーム Syncable では、手続きとクレジット（VISA、Master Card）決済をオンラインで完結することができます。ご寄付は500円から受け付けています。毎月定額寄付も選択いただけますので、ご検討ください。



<https://syncable.biz/associate/hansen-wh-jp/>

✓ 岡山県瀬戸内市ふるさと納税（個人版）について

ふるさと納税「後世に伝えたい ハンセン病の歴史プロジェクト」を通じていただいたご寄附は、NPOの財源として活用しています。所得税・住民税の軽減措置に加えて瀬戸内市からのお礼の品もお受け取りいただけます。詳しくは瀬戸内市特設サイトをご覧ください。



<https://setouchi-cf.jp/nagashima/>

✓ 岡山県瀬戸内市ふるさと納税（企業版）について



<https://www.city.setouchi.lg.jp/site/furusato/109282.html>

内閣府に認定された瀬戸内市ふるさと納税（企業版）「ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト」へいただいたご寄附は、NPOの財源として活用しています。瀬戸内市外に本店が所在する企業等様によるご寄附額の最大約 9 割が法人関係税にて優遇されます。詳しくは瀬戸内市秘書広報課（0869-24-7095）までお問い合わせください。

|| 啓発グッズ販売



<https://hansenwh.base.shop/>

オンラインショップBASEに出店し、NPO入会特典の啓発グッズを販売しています。オリジナルデザインのグッズを契機として、多くの皆様に私どもの取り組みへの共感の輪が広がることを期待します。

決済にはクレジットカード（VISA、Master Card、AMEX、JCB）及び Amazon Pay がご利用いただけます。



|| 公式ホームページ・SNS

世界遺産登録に向けた最新の取組進捗状況や、ハンセン病療養所のいまをお届けしています。フォローやチャンネル登録、シェアで私たちの活動を応援ください。

ホームページ



<https://www.hansen-wh.jp/>



FaceBook



<https://www.facebook.com/hansen.wh.jp>



Twitter



https://twitter.com/NPO_hdsWH



Instagram



https://www.instagram.com/npo_hdsanatoria_wh



YouTube



<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5Ixc2BoUpk9Fig>





2020（令和2）年度

事業報告



事業名/歴史的建造物等の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査事業

概要

国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の世界文化遺産構成要素候補の内、保存管理の観点からとりわけ倒壊・崩壊の危機に直面している歴史的建造物等 4 物件の保存修復・整備活用の手法を検討するための基礎調査を実施しました。

事業費の一部には岡山県瀬戸内市にて 2018（平成 30）年度に実施いただいた、ふるさと納税型クラウド・ファンディング「ハンセン病の記憶を未来へ語り継ぐために、歴史ある建造物をこの地にのこしたい」にご寄附いただいた資金を活用しました。ご寄附いただいた皆様には心からお礼申し上げます。なお、当該調査は 2 ヶ年に渡り実施する計画のため、2021（令和 3）年度も引き続き取り組みます。

1. 調査対象とした歴史的建造物

国立療養所長島愛生園

収容棧橋（1939 年築）、監房跡（1930 年築）

国立療養所邑久光明園

旧少年少女舎（1939 年築）、二つの棧橋（1938 年築）

2. 調査実施日及び調査概要

調査実施日/2020 年 7 月 29 日～31 日

調査対象/国立療養所長島愛生園 収容棧橋、監房跡

長島愛生園及び歴史館にて調査対象 2 物件の史資料（建築当時の図面や古写真）を調査・整理いただき、NPOにて精査した結果、当該調査に活用できる十分なものが保存されていることが判明しました。そこで、2 物件の現状を把握するための測量と簡易な地盤調査を実施しました。



ドローンによる写真測量（左上） 簡易地盤調査（上）
三次元測量（左）

調査実施日/2020年9月14日～16日、10月5日・25日、11月7日・15日

調査対象/国立療養所邑久光明園 旧少年少女舎、二つの棧橋

邑久光明園及び社会交流会館にて調査対象2物件の史資料（建築当時の図面や古写真）を調査・整理いただき、NPOにて精査した結果、当該調査に活用できる十分なものの発見には至りませんでした。

そこで、旧少年少女舎の現状を把握するための測量（実測）と建物全体の健全性に関する調査を実施しました。測量には建築を学ぶ学生の皆様にもご協力いただきました。



【調査事業委託先】

株式会社文化財保存計画協会（千代田区）、長島を考える建築家グループ（岡山市 協力者）
株式会社四航コンサルタント（高松市 協力会社）

※測量結果等のイメージは別紙 A3 資料のとおりです。また詳細な調査結果は、本書 19 ページ以降の 2020 年度学術調査報告書（概要版）に記載しております。併せてご覧ください。

3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	6	業務委託料	2,898
瀬戸内市補助金（地方創生）	2,607	旅費交通費	280
瀬戸内市補助金（応援基金 CF）	190	支払手数料	2
会費、寄附金等法人自主財源	378	租税公課	1
合計	3,181	合計	3,181

事業名/登録に向けたロードマップ進捗管理・学術調査事業

概要

本法人ロードマップ委員会（委員長 田村朋久長島愛生園歴史館主任学芸員）にて、2019年3月に策定したロードマップ（2019年度～2021年度）の進捗管理と学術調査を実施しました。2019年度には学術調査はその内容によりワーキング・グループ（WG）と連携して実施しましたが、コロナ禍により2020年度は長島両園それぞれの学芸員を中心に実施せざるを得ない状況となりました。

一方、2020年度からロードマップ委員会は長島愛生園が主体となり開設された「歴史的建造物等保存検討WG」と合同で開催し、より多くの関係者が一堂に会して長島愛生園の個々の歴史的建造物の保存と活用のみならず、面としてのコミュニティの存在の歴史や長島愛生園に宿る人々の記憶の継承についても議論を深めることができました。

1. ロードマップ委員会・長島愛生園 WG 合同会議

第1回 2020年6月30日 長島愛生園愛生会館

第2回 2020年10月5日 長島愛生園愛生会館

第3回 2021年2月4日 オンライン（zoom）

構成員 本書21ページ記載のとおり。



2. 長島愛生園「場所の記憶」の収集について



「愛生」創刊号

長島愛生園内の建物や土地、景観の価値を説明する際には当事者である愛生園入所者の声を収集することが必要です。そこで、長島愛生園開園直後の1931（昭和6）年から戦中・戦後の一時期を除いて今日まで発行されている機関誌「愛生」に記載されているこれらをキーワードとしてまとめ、検索を可能とする作業を開始しました。

また、長島愛生園歴史館では入所者が語る場所の記憶を証言映像としてまとめ、YouTubeにて公開しています。ぜひ、ご覧ください。

https://www.youtube.com/channel/UC_jn944EMou-QKGYW9D4I0Q



3. 文化庁文化財調査官（史跡部門）による現地指導

2020 年 10 月 28 日、文化庁の浅野啓介文化財調査官による長島愛生園の視察と長島愛生園関係者及びロードマップ委員会委員との意見交換を実施しました。調査官からは国指定史跡の意見具申に向けて取り組まねばならない学術調査や課題について指導いただきました。

これを受けて、合同会議は 2021 年度から「長島愛生園保存活用基本方針」に基づく「長島愛生園保存活用ビジョン」の策定を開始し、その過程で国指定史跡に向けた長島愛生園の学術調査報告書を策定することを決定しました。



4. 調査報告書の作成及び提出

2020 年度に実施した学術調査（歴史的建造物等 4 物件の基礎調査を含む。）を報告書及び提言としてまとめ、長島愛生園、邑久光明園及び両園それぞれの入所者自治会に提出しました。両園関係者の皆様による議論の際に参考いただけますと幸いです。



※2020 年度版国指定史跡範囲イメージ（案）は別紙 A3 資料のとおりです。また詳細な調査結果は、本書 19 ページ以降の 2020 年度学術調査報告書（概要版）に記載しております。併せてご覧ください。

5. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	2,393	業務委託料	2,393
会費、寄附金等法人自主財源	86	旅費交通費	35
		委員報酬	30
		会議費、消耗品費ほか	21
合計	2,479	合計	2,479

定款の事業名/その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

1. 普及啓発及び会員獲得を目的とした理事等による講演会事業



昨年度に引き続き、中学生及び成人の方を対象とした授業や講演会にお招きいただきました。(合計9回、参加者数480名) 中学生を対象とした授業では本法人のロゴマークの意味を生徒自身が考えることを入り口とし、ハンセン病隔離政策の歴史とハンセン病問題を学習いただいております。10名以上の参加者を対象に無料で伺います。ご希望に応じた内容に可能な限り対応いたしますので、詳細は事務局(0869-24-8872)までお問い合わせください。

2. スポット動画の作成及び公開



スポット動画3本(15秒×2本、60秒×1本 日本語と英語の字幕付)を作成しました。

60秒「設立趣旨編」では関係者の皆様からご理解をいただき、RSK山陽放送様が保存されている故宇佐美治さんの映像の一部をお借りしました。

15秒「記憶編」に出演いただいた長島愛生園入所者自治会事務局長石田雅男さんの撮影は、岡山市内のスタジオで行いました。

15秒「記憶編」「建造物編」はRSK山陽放送様のご厚意により、テレビCMとして放映いただきました。

多くの皆様のご協力により完成した3本の動画は、公式YouTubeチャンネルにて公開していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5Ixc2BoUpk9Fig>



3. 啓発グッズの販売（B A S E 及び岡山県瀬戸内市ふるさと納税返礼品）

入会特典の啓発グッズの販売をオンラインショップB A S E（詳細は本書 4 ページをご覧ください。）に加え、瀬戸内市ふるさと納税返礼品を通じても行っております。

また、ふるさと納税返礼品として寄附額に応じてNPOの正会員権もお求めいただけます。

本法人が返礼品化企画に関わった「陶製 長島愛生園十坪住宅貯金箱リバイバル版」も引き続き（公財）寒風陶芸の里様が出品されています。

所得税や住民税が軽減されるふるさと納税制度を通じて私どもの活動をご支援くださいますようお願いいたします。ふるさと納税制度全般の詳細につきましては、事務局（0869-24-8872）までご連絡ください。

【岡山県瀬戸内市ふるさと納税特設サイト】

<https://setouchi-cf.jp/nagashima/>



4. 会報誌及び年次報告書の作成・配布

11月と3月に会報誌を、6月に前年度の年次報告書を作成し、会員にご寄付をいただいた皆様、瀬戸内市ふるさと納税を通じてご支援いただいた皆様に送付しました。会報誌では会員の皆様による寄稿を募集しております。ご興味のある方は事務局（0869-24-8872）までご連絡ください。また、2018年度からの会報誌等バックナンバーをご希望の際にも事務局までご連絡ください。



5. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（応援基金）	124	業務委託料	500
会費、寄附金等法人自主財源	921	通信運搬費	261
		印刷製本費	192
		諸謝金、旅費交通費ほか	92
合計	1,045	合計	1,045

【寄稿】

アラサー心のうち

喫茶さざなみハウス店長 ^{やりや} 鍵屋 翔子

長島愛生園に総合診療棟が完成し、福祉課もこちらへ移転したことにより空いていたスペースをお借りして、2019年7月7日、「喫茶さざなみハウス」がオープンしました。名称にはかつて存在した「さざなみ食堂」と、現在も盲人会の活動拠点になっている「ライトハウス」を足し合わせ、誰もが気軽にお茶をしながらお喋りを楽しめる場所にしたいとの思いを込めました。オープン後、「さざなみ食堂」が職員専用だったと知り、少しドキドキしました。

「今年の7月で2周年です！」なんて気持ちよくビシッとお伝えしたいものの、2021年6月現在、新型コロナの緊急事態宣言下により、ぐぐぐぐ、とくちびる噛みしめ休業中。喫茶店としての調子が上りかかったところから続くコロナ禍。オープンしたあの頃、世の中がこんな風になってしまうなんて思いもしなかった。それでも、常連として思い浮かぶ顔も増え、入所者の憩いの場として活用してくれるようになり、海がみえる喫茶店として楽しみにやって来る島外からの人も増えてなんとか3年目の夏を迎えることができました。支えてくれる皆さまには本当に感謝しています。

ハンセン病や長島についてまったく無知な私がどうして長島にたどり着いたのか、今でも不思議な気持ちになります。ネガティブなイメージで語られがちだと思っていた長島は、実は色んな側面を持っている。緊張していた私も次第に島のユーモアを知り、ずっと続く生活を垣間見て、時々で色が変化していく穏やかな海とそのさざなみの音に心地よさを感じるようになりました。一方で自分の思考や価値観の頑固さや想像力の乏しさに肩を落としたり、軽はずみな行動にやってしまったなあと落ち込むこともまだまだ多いです。



最近、悶々とするが増えました。ズバリ、人を哀れに思う気持ちと嫉妬の境界線について。「考えすぎじゃない？」と言われるけれど、やっぱり考え込んでしまう。というのも、たまたま出会った人に「愛生園で喫茶店をしている。」と話すと、大体、ん？とうまく呑み込めない返事が多いから。「あそこは地上の楽園よ。」「あそこの人はようさんお金持っとなじやろ。」「人が少なえのに立派な建物が多いよなあ。」などなど、私は「そうですねえ」と相づちしながら、その先の話ができないまま会話が終わる。その先、一体どんな話をしたいのだろうか。それもわからない。私はそのまま話題を変えようとしてしまう。うーん、何だろうこのモヤモヤは。

休業中に「砂の器」を映画で観て、感動したまま映画が終わる。宿命から逃れられない病気の父親と小さな息子。大きな苦しみをはらんだ音楽をバックに日本海沿いを歩き続ける二人を辿るシーン。観た人誰もがこの親子に思いを馳せたのではと思うし、私は不条理な世の中で力強く生きた息子に同情のような気持ちを抱いた。



今年に入って始めた「愛生ヲ読み会」。園誌「愛生」をそれぞれのペースでただ読むだけなんだけど、その面白さに憑りつかれる人は多い。私もその一人。ここにはやっぱり生活があるんだなと思う。そして大きな構造に立ち向かった歴史がある。終わった後は妙に誰かとおしゃべりしたい気持ちになってくる不思議な時間です。

支離滅裂ですが、こんな感じでさざなみハウスをやっています。この報告書が皆さまの手元へ行く頃には通常営業に戻っていることを、切に願います。



店内にはNPOが企画された「十坪住宅ペーパークラフト作成キット」も置いています。紋切型ではございますが、長島にお越しの際は是非さざなみハウスまで足をお運びください。そして色んな方に広めてくださると嬉しいです。



だけど、いざ社会の制度が彼らを保護するようになっていくと、同情めいた気持ちがスライドして、ある時点で嫉妬や羨望が見え隠れして世間の目が変わってくる…ような気がしている。何だか疑ってかかるような見方だな…。ただ、この振れ幅は確実に私の中に大きな戸惑いを生んでいます。それぞれの心情にうなずけるし、何かが間違っているとも思えないけれど、それぞれの心情からその先が見えなくなっているような気がして、それも同じくらい寂しい。

旧福祉課棟内（東備バス終点「愛生園」徒歩0分）

営業時間：8時～16時

定休日：月・火

問い合わせ先

電話：080-2923-0871

メール：hibari.entertainment@gmail.com

URL：<https://sazanami-house.info/>





国立療養所長島愛生園収容棧橋（1939 年築）と開園 90 周年石碑「故郷への想い」（2021 年 6 月 9 日設置）



2020（令和2）年度

決 算 報 告



財務諸表の注記

令和3年3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は先入先出法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

間接法（ただし、ソフトウェア等無形固定資産は直接法）

有形固定資産：定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物は定額法）

(3) 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日 現在

[税込] (単位:円)

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	15,000
普通預金（ゆうちょ）	1,994,912
普通預金（ゆうちょ振替）	532,469
普通預金（中銀）	249,920
普通預金（備信）	8,003
現金・預金 計	2,800,304

(売上債権)

その他未収入金	2,200
売上債権 計	2,200

(棚卸資産)

啓発品	115,659
棚卸資産 計	115,659

流動資産合計 2,918,163

【固定資産】

(有形固定資産)

什器備品	121,824
什器備品減価償却累計額	△ 121,823
有形固定資産 計	1

固定資産合計 1

資産合計 2,918,164

《負債の部》

【流動負債】

前受正会員年会費	50,000
前受応援会員年会費	4,000
流動負債合計	54,000

負債合計 54,000

《正味財産の部》

前期繰越正味財産	4,013,428
当期正味財産増減額	△ 1,149,264

正味財産合計 2,864,164

負債及び正味財産合計 2,918,164

活 動 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日 [税込] (単位 : 円)

【経常収益】

〔受取会費〕

正会員受取会費	409,000	
応援会員受取会費	101,000	510,000

〔受取寄付金〕

受取一般寄付金	626,753	
長島両園入所者自治会寄附金	3,000,000	3,626,753

〔受取助成金等〕

受取瀬戸内市補助金（応援基金）	310,000	
受取瀬戸内市補助金（地方創生）	5,000,000	
受取瀬戸内市補助金（応援基金 CF）	190,000	5,500,000

〔事業収益〕

その他事業収益		50,188
---------	--	--------

〔その他収益〕

受取利息・雑収益		26,547
----------	--	--------

経常収益 計

9,713,488

【経常費用】

〔事業費〕

臨時雇賃金（事業）	189,750	
臨時雇賃金（啓発品事業）	2,000	
業務委託費（事業）	5,790,000	
印刷製本費（事業）	191,239	
旅費交通費（事業）	340,115	
通信運搬費（事業）	261,222	
瀬戸内市派遣職員負担金（事業）	2,500,000	
委員報酬（事業）	30,000	
その他経費（事業）	78,014	
啓発品経費（事業）	13,093	
事業費 計		9,395,433

〔管理費〕

通勤費	174,800	
臨時雇賃金・法定福利費	361,775	
通信運搬費	198,386	
減価償却費	27,917	
瀬戸内市派遣職員負担金	500,000	
広告宣伝費	40,414	
その他経費	164,027	
管理費 計		1,467,319

経常費用 計

10,862,752

当期経常増減額

△ 1,149,264

【経常外収益】

経常外収益 計	0
---------	---

【経常外費用】

経常外費用 計	0
---------	---

税引前当期正味財産増減額

△ 1,149,264

当期正味財産増減額

△ 1,149,264

前期繰越正味財産額

4,013,428

次期繰越正味財産額

2,864,164

ご寄附いただいた皆様

※2020年4月1日～2021年3月31日領収分。ご了承くださいました方のみ、ご芳名と金額を公開いたします。

ご芳名	金額
八幡 智恵 様	93,000 円
橋内 武 様	50,000 円
藤澤 祥子 様	10,000 円
R S K山陽放送株式会社 様	140,000 円
本幡 照夫 様	10,000 円
安野 豊 様	50,000 円
仁木 比佐子 様	5,000 円
藤岳 尋幸 様	3,000 円
釜井 大資 様	117,753 円
匿名 様 (合計 9 名)	
合計	626,753 円

応援会員の皆様

※2020年4月1日～2021年3月31日領収分。

種別	金額
個人応援会員 46 名	89,000 円
団体応援会員 4 者	12,000 円
合計	101,000 円

瀬戸内市企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）でご支援いただいた企業様

プロジェクト名：ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト

※2020年4月1日～2021年3月31日瀬戸内市領収分。ご了承くださいました範囲内で公開いたします。

※頂戴した寄附全額を瀬戸内市補助金（地方創生）として受け入れ、事業費に支出いたしました。心からお礼申し上げます。

ご企業名	所在地	金額
医療法人社団 純心会 様	香川県善通寺市	3,000,000 円
株式会社 両備システムズ 様	岡山県岡山市	2,000,000 円
合計		5,000,000 円

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」
（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2019 年 4 月～2022 年 3 月）
2020 年度進捗管理・学術調査

報告書（概要版）

令和 3（2021）年 6 月

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例 言

- 一、本書は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）が 2019 年 3 月に策定した「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2019 年 4 月～2022 年 3 月）」（解説書を含む。以下「ロードマップ」という。）の 2020 年度における進捗管理・学術調査の状況を報告するものである。
- 一、本書は、2020 年度に実施したロードマップ進捗管理・学術調査を記載した 1 と、2 以降のロードマップで構成される。2019 年度版本書の 1 に記載された内容は、必要に応じて本書の 2 に記載した。1 に記載された内容が翌年度以降、2 にストックされることでロードマップにそれまでの進捗管理・学術調査の内容が蓄積され、関係者により共有されることを望む。
- 一、本書は、ロードマップ解説書目次にて示した記載事項を可能な範囲で踏襲しつつ新たな記載事項（論点）を追記等することで 2019 年 3 月に策定した当初のロードマップとの連続性を確保する。具体的には本書作成の便宜上、ロードマップ解説書の記述を変更した記載事項には「変更あり」、新たな記載事項には「追記」、上書きをした記載事項には「更新」、削除した記載事項には「削除」とそれぞれ記載した。
- 一、ロードマップの進捗管理及び学術調査は、本法人ロードマップ委員会（委員長 長島愛生園歴史館主任学芸員田村朋久）、ワーキング・グループ（WG）及び事務局支援を委託した株式会社文化財保存計画協会にて実施した。
- 一、ロードマップ及び本書（報告の基礎となった調査等資料を含む。）の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

委員長あいさつ

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」登録に向けたロードマップ委員会は、2019年3月に「長島」を想定資産とするロードマップを策定しました。次頁以降は、2020年度に実施した進捗管理及び学術調査の報告書（概要版）です。

世界文化遺産につきましては、本年3月末に文化審議会世界文化遺産部会が「我が国の世界文化遺産の今後の在り方について」第一次答申を行い、本年度中の審議を経て暫定一覧表の見直しに向けた手順や基準が最終答申されると伺います。また、ユネスコにて行われていました世界の記憶に関する「包括的見直し」は本年4月に執行委員会にて最終合意に達し、新規登録申請受付の再開に向けた動きが加速すると見込んでおります。私どももこれらの動きに適切に対応できるよう、引き続き最新情報を入手しつつ着実な調査研究を進めていきます。

昨年度は、長島愛生園の「収容桟橋」「監房跡」と邑久光明園「二つの桟橋」「旧少年少女舎」に関する詳細な文化財的知見に基づく調査と測量を実施しました。詳細は47ページ以降をご覧ください。

また、長島愛生園に保存されている「長島は語る」掲載一次資料を登録申請対象と仮定して、世界の記憶申請様式を記載する試みも始めました。詳細は71ページ以降をご覧ください。

ロードマップの進捗管理と学術調査に関する本法人事務局支援は、昨年度までに引き続き株式会社文化財保存計画協会の皆さまにお力添えいただきました。

世界文化遺産登録には対象資産が「顕著な普遍的価値」を持つことを証明するために地道な調査と研究が重要になります。今後も多くの皆さまのご支援により、その深化を図る所存です。関係者の皆さまには厚くお礼申し上げますとともに、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

2021（令和3）年6月

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

登録に向けたロードマップ委員長
（長島愛生園歴史館主任学芸員）

田村 朋久



1. 2020 年度 ロードマップ進捗管理・学術調査実施報告

1-1. 実施体制

本法人ロードマップ（RM）委員会の下に3つのワーキング・グループ（WG）を設け、適宜オブザーバーの助言を得ながら効率性かつ専門性を確保し、進捗管理及び学術調査を実施した。ロードマップ委員会委員及び3つのWG構成員は以下のとおりである。ロードマップ進捗管理及び学術調査にはこれらに関する事務局支援を委託した株式会社文化財保存計画協会職員が参画し、本法人事務局長が全体の調整を行った。

2020年度からRM委員会は国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WGと合同で開催した。当該合同会議は、以下1-1-1.及び1-1-5.の構成員で構成されている。

1-1-1. ロードマップ委員会 委員

役職	所属	氏名
委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
委員	瀬戸内市教育委員会社会教育課 課長補佐 (兼) 文化振興係長	若松 拳史
委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株) ココロエー級建築士事務所	片岡 八重子
委員	岡山県ハンセン病問題対策協議会 委員 元岡山県ハンセン病問題関連史料調査 委員会 委員 弁護士	則武 透
委員	長島愛生園歴史館 学芸員	木下 浩
事務局支援	株式会社文化財保存計画協会 代表取締役	矢野 和之
事務局支援	株式会社文化財保存計画協会	瀧本 めぐみ
事務局支援	株式会社文化財保存計画協会	西村 祐人
事務局	NPO 事務局長	釜井 大資

1-1-2. 世界文化遺産 建築・資料調査 WG 構成員（略）

1-1-3. 世界文化遺産 建造物保全・史跡等調査 WG 構成員（略）

1-1-4. 世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WG 構成員（略）

1-1-5. 国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討 WG 構成員（1-1-1 を除く）

NPO 役職	所属	氏名
理事	座長 国立療養所長島愛生園 園長	山本 典良
理事	長島愛生園入所者自治会 会長	中尾 伸治
監事	国立療養所長島愛生園 事務部長	安野 豊
-	国立療養所長島愛生園 会計課長	近藤 享繁

-	厚生労働省健康局難病対策課 課長補佐	秋山 敦
-	厚生労働省歴史的建造物保存等検討会構成員 弁護士	鮎京 眞知子
理事	瀬戸内市長	武久 顕也
理事	瀬戸内市市民部 部長	坪井 智美
理事長	RSK 山陽放送株式会社 代表取締役会長	原 憲一
理事	裳掛地区コミュニティ協議会 会長	服部 靖

1-2. 実施経過

名称	実施日	会場
RM 委員会 (愛生園 WG 合同)	2020 年 6 月 30 日、10 月 5 日、10 月 28 日 (文化財調査官視察)、2 月 4 日	長島愛生園及びオンライン
建築・資料調査 WG	新型コロナウイルス感染拡大を受け、実地開催は控え、電子メール等でのやり取りを主とした。	-
建造物保全・史跡等調査 WG		
保全・アクセス管理調査 WG		

1-3. 実施報告

1-3-1. ユネスコ世界文化遺産

a. 暫定一覧表追加記載の見通し

2020 年 11 月 5 日、文化審議会世界文化遺産部会にて文部科学大臣が「我が国の世界文化遺産の今後の在り方について」以下の 4 点を諮問し、2021 年 3 月 30 日に第一次答申がなされた。

- ①世界遺産一覧表に文化遺産が記載されることの意義について
- ②登録された世界文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方について
- ③世界遺産一覧表における文化遺産の充実に向けた取組について
- ④上記審議結果を踏まえた、必要に応じた、暫定一覧表の見直しについて

b. ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）の磨き上げ

推薦書原案を作成する上で最も重要な位置を占める記述である。2020 年度を通じて磨き上げを行った当該言明（案）は、本書 3-3-1. (33 ページ) 記載のとおりである。

c. 資産の法的保護の可能性

本件「長島のハンセン病療養所群」(仮)の世界文化遺産を目指す上での法的保護の具体的な枠組みとしては、本書 3-2-5.b. (32 ページ) 記載のとおり文化財保護法による国指定史跡を中心とするのが最適である。

長島の国指定史跡の範囲検討の一環として、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園の主要な構成要素の洗い出しを行い、別紙参考資料「2020 年度国指定史跡範囲イメージ（案）」(A3 三枚) のとおり想定される史跡の

本質的価値との隣接性を基準とする3つのエリア（赤・黄・青）へのゾーニング（案）を作成した。

d. 文化庁文化財調査官（史跡部門）による現地指導の実施

瀬戸内市文化観光課及び岡山県文化財課を通じ、文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）浅野啓介氏による長島愛生園視察及び関係者との意見交換を2020年10月28日に開催した。

e. 国立療養所長島愛生園「保存活用基本方針」

国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WGにて長島愛生園の「保存活用基本方針」が協議され、以下のとおり2020年度版が承認された。

（1）国立療養所長島愛生園を残す目的

国民のハンセン病に対する偏見差別や誹謗中傷の物証である国立療養所長島愛生園をシンボリックな存在とし、過去の教訓として後世に伝え残す目的は、現在と将来の日本社会がこの地でハンセン病の歴史を知ることによって病気による偏見差別や誹謗中傷を少しでも抑制するためであり、同時に私たち一人ひとりが長島愛生園歴代入所者約7,000人の「同じような思いを決して繰り返して欲しくない」という切実な願いを忘れないよう、この場で誓うためである。

（2）背景

2020年から日本国内で感染拡大し、いまだ終息の兆しを見せない新型コロナウイルス感染症は偏見差別や誹謗中傷、そして風評被害を生み出し、医療、経済、倫理をはじめとするあらゆる面で非常に由々しい事態を生み出している。ハンセン病の歴史を90年に渡り刻む国立療養所長島愛生園としては、ハンセン病の反省が全く活かされていないと言わざるを得ない。

人類の歴史は感染症の歴史でもあり、隔離施設が設けられた例もあるがコレラ、結核、HIVなど偏見差別や誹謗中傷を生み出した歴史が大規模な場所として残っている例はほとんどない。

将来的に幾度も被り得るこのような事態を回避すべく、今回の新型コロナウイルス感染症の教訓として長島愛生園の歴史的建造物等を後世に残すことで、長島愛生園はコロナ後の日本社会共有の教育資源としての側面をこれまで以上に高め、偏見差別や誹謗中傷を生まない日本社会の実現に寄与できる。

f. 国立療養所長島愛生園「保存活用ビジョン」

国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WG及び本法人RM委員会の合同会議は、上記「保存活用基本方針」に基づく「保存活用ビジョン」の策定を本法人RM委員会にて行うことを承認した。

g. 個別構成要素ごとの本法人独自「保存管理活用計画」（案）の策定

2019年度、個別構成要素の現状と保存管理・活用のビジョンを検討するフォーマットとして「長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画策定要項」を作成した。

2020年度、当該フォーマットに沿う形で長島愛生園では国登録有形文化財（建造物）5件について歴史館学芸員を中心に本書5.参考資料5-4.（43ページ）のとおりに（案）を策定した。

邑久光明園においても入所者自治会から本法人事務局に対して保存の意向が示されている以下の26物件について、当該フォーマットに沿う形で計画（案）の策定がなされるよう提案する。

記号番号	名 称	記号番号	名 称
K-1	恩賜会館	K-14	浄土真宗西本願寺会館
K-2	旧裳掛小学校・中学校第三分校	K-15	真言宗太子堂
K-3	奉安殿	K-16	天理教一条会館
K-4	物資搬入斜路	K-17	金光教救心会館
K-5	瀬溝栈橋	K-18	基督教家族教会堂

K-6	旧少年少女舎	K-20	光明神社
K-7	監禁室	K-21	藪池グラウンド
K-8	藪池栈橋	K-23	木尾湾の景観
K-9	納骨堂	K-24	盲導鈴のある景観
K-10	しのびづか公園	K-25	盲導柵のある景観
K-11	二つの栈橋	K-37	社会交流会館・自治会事務所
K-12	邑久長島大橋	K-38	こうみょう会館
K-13	日蓮宗	K-40	小白根の磯

※記号番号は、別紙参考資料「2020 年度 国指定史跡範囲イメージ（案）」（A3 三枚）に対応する。

h. 歴史的建造物（4 物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査

「長島のハンセン病療養所群」を構成する要素として高い価値が想定される一方で倒壊・崩壊の危機に直面している長島愛生園「収容栈橋」（1939 年築）、「監房跡」（1930 年築）、邑久光明園「二つの栈橋」（1938 年築）、「旧少年少女舎」（1939 年築）の現状を把握し、文化財としての保存と活用に向けた整備（案）の提案を目指した基礎的調査（初年度）を実施した。

当該調査に伴う測量結果イメージは、別紙参考資料（A3 三枚）のとおりである。また、調査結果の詳細は、本書 5.参考資料 5-5.（47 ページ）のとおりである。

i. 「愛生」誌「場所の記憶」検索リストの作成

長島愛生園では、機関誌「愛生」に記載されている「場所の記憶」検索リストの作成を開始した。当該リストのイメージは以下のとおりである。

号数	場所	著者	頁	行	備考
（戦後復刊） 創刊号 1.2 合併号 （S22.2）	恩賜道場		表紙	1～10	写真と写真紹介文
	乙女舎	（個人情報）	5	中段 最後 3 行	短歌 田尻敢 選
	楯ヶ岩	（個人情報）	6	上段 13 行め	俳句
	大師堂	（個人情報）	6	上段 15 行め	俳句
	寮	（個人情報）	6	中段 17 行め	俳句
	恵の鐘	（個人情報）	6	下段 最後	俳句
	恵の鐘	（個人情報）	7	下段 7 行め	児童文芸 俳句
復刊第 3 号 （S22.3）	保育所		表紙		保育所の併合と教養会の設立
	愛生園	（個人情報）	5	上段 最後	詩 春近く
	寮	（個人情報）	5	下段 2～3 行め	夾

1-3-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

a. ユネスコにおける世界の記憶プログラム「包括的な見直し」に関する情報収集

ユネスコにて 2015 年以來行われていた「包括的な見直し」が承認され、登録申請様式を含むマニュアルである一般指針（改訂版）が確定した。詳細は、本書 4-1.（39 ページ）のとおりである。新規申請に対する締約国の異議申し立てが制度化された点が最大の変更点であるが、登録基準等主要な箇所は 2017 年 12 月に既に承認されていた一般指針がそのまま承認された。

b. 改訂版一般指針（2017 年 12 月承認）申請様式等の和訳

本書 4-6. (39 ページ) のとおり、作業を進める上で当面必要な個所の和訳（仮訳）を行った。上記 a. 記載のとおり、改訂版一般指針はその大部分が 2017 年 12 月承認版を踏襲する形で正式に承認された。2021 年度には最終版の和訳（仮訳）を行い、より具体的な申請書記載の準備を進める。

c. 登録対象物件の選定

本書 4-12. (40 ページ) のとおり、本件の候補となる歴史的記録物等は膨大かつ多岐に渡ることが判明している。そこで、「長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集」（合計 1,565 ページ）に掲載されている長島愛生園及び邑久光明園所有の一次資料（行政文書）の現状を確認する作業を開始した。

2021 年 2 月に長島愛生園入所者自治会及び邑久光明園入所者自治会に改めて「世界の記憶」への登録申請を希望する歴史的記録物に関する意向調査を行ったところ、以下のとおり回答があった。2021 年度以降は当該意向に沿った形で準備を進める。

➤ 長島愛生園入所者自治会

- ・ 私たちに関する歴史的記録物をユネスコ世界の記憶に登録すべく調査が進められることを歓迎する。
- ・ 一方、「ユネスコ世界の記憶」プログラムが登録資料の公開に重点を置いていることは承知しているが、以下の点が登録プロセス自体にどのような影響をもたらすのか調査いただきたい。

① 個人情報やプライバシーには十分注意すること。

② ①に加え、今なお残るハンセン病に対する偏見と差別という事情に十分配慮すること。

③ 何をもって公開したとみなされ、そのことが世界の記憶登録申請にどの程度影響するのかを調査すること。

※例えば、①や②の点に配慮し、一部黒塗りを施した資料を公開することは「公開」とみなされるのか。「非公開」とみなされるのか。プライバシーとハンセン病問題の特殊性に鑑み、研究者等が学術発展という研究目的でアクセスする場合にのみ「公開」することで公開したとみなされるのか、など。

- ・ ユネスコ世界の記憶登録申請にあたり、申請する資料への「アクセス管理計画」が必要と認識している。本自治会としては、世界の記憶申請に関わる論点を含めたより広範な、本園や自治会資料へのアクセス管理や公開に向けたルール作りを希望する。園や学識経験者と連携し、「アクセス管理計画」の策定に向けたワーキング等を 2021 年度に立ち上げ、調査研究を進めていただきたい。ワーキング等の構成員については本自治会に追って相談いただきたい。

➤ 邑久光明園入所者自治会

- ・ 自治会が所有する「長島は語る」掲載一次資料の「世界の記憶」登録を、資料の非公開を条件として希望する。

d. 改訂版一般指針（2017 年 12 月承認）申請様式に沿った申請書記載の開始

長島愛生園が所有する「長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集」一次資料（行政文書）を登録申請対象と仮定し、本書 5. 参考資料 5-6. (71 ページ) のとおり具体的な記載を開始した。

2. ロードマップの基本コンセプト及びロードマップ

2-1. 説明

2-1-1. ユネスコ世界文化遺産 2020 年度変更あり

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡。土地や建物という不動産の資産が対象である。1972 年の第 17 回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われている。日本では 1992 年に世界遺産条約が発効し、19 件が文化遺産として登録されている。（2021 年 5 月末現在）

2-1-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）2020 年度変更あり

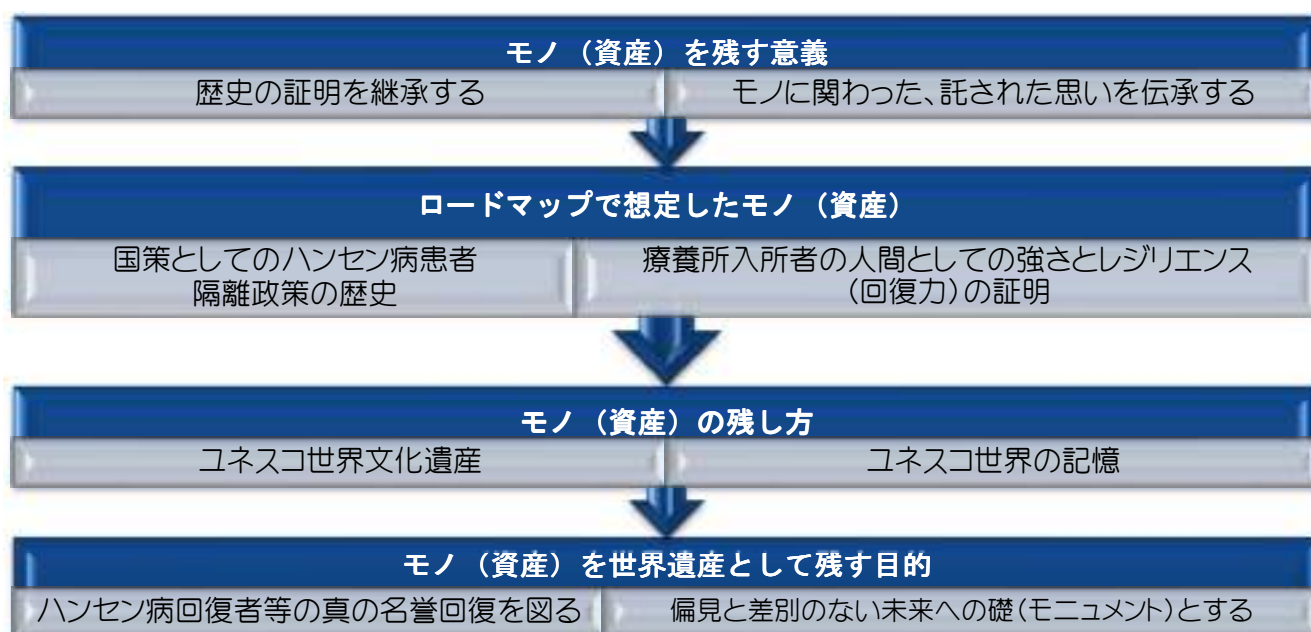
世界的重要性を有する歴史的記録物。文書や音声、画像という動産の資産が対象である。1992 年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とする。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に 7 件、地域登録に 1 件がそれぞれ登録されている。（2021 年 5 月末日現在）なお、日本は国内カテゴリーを持たない。

※2017 年 10 月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9 点が含まれている。

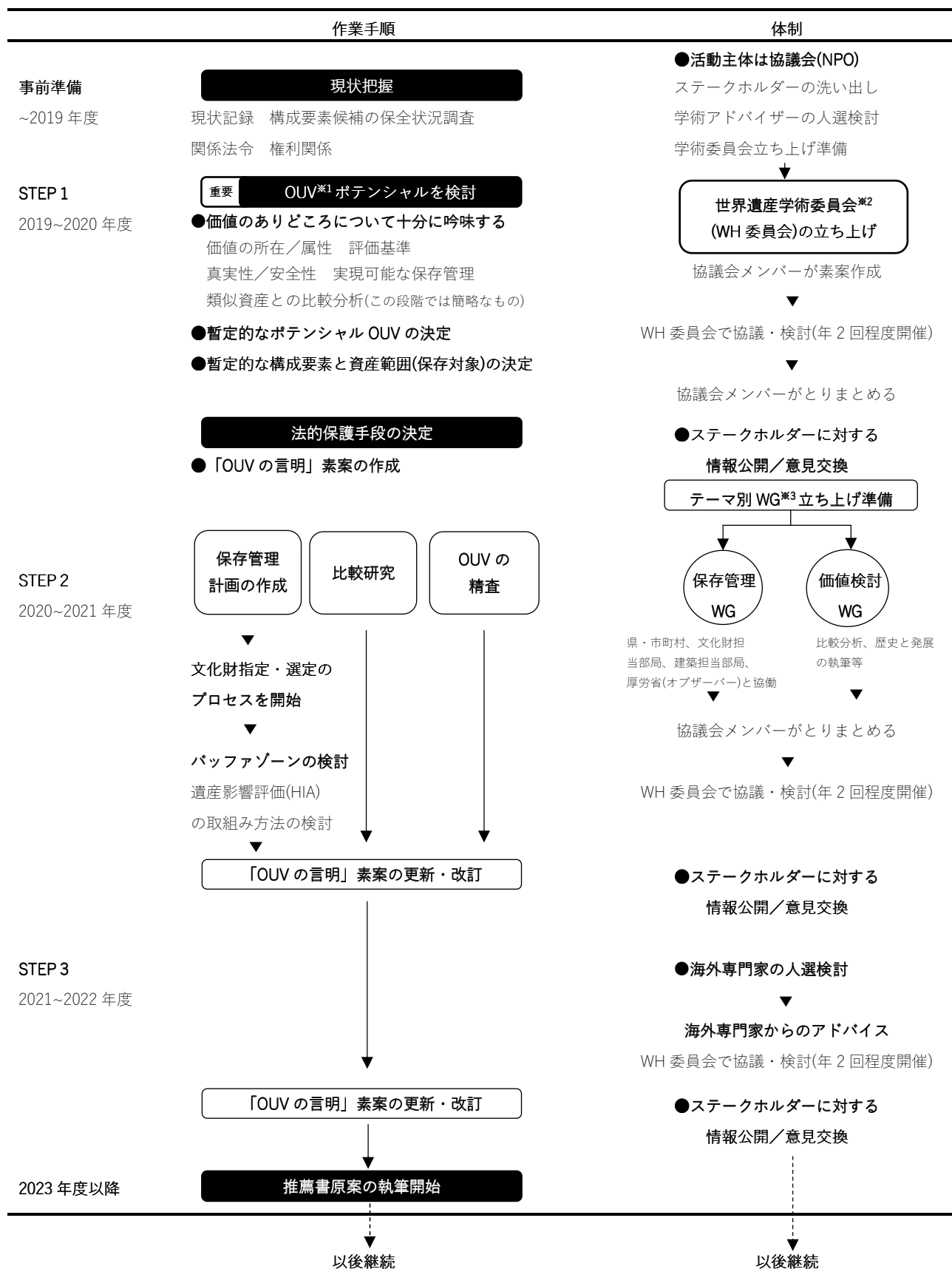
2-2. ロードマップを作成する上で想定した資産

- a. 世界文化遺産：岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象とした。
- b. 世界の記憶：国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象とした。

2-3. 基本コンセプト



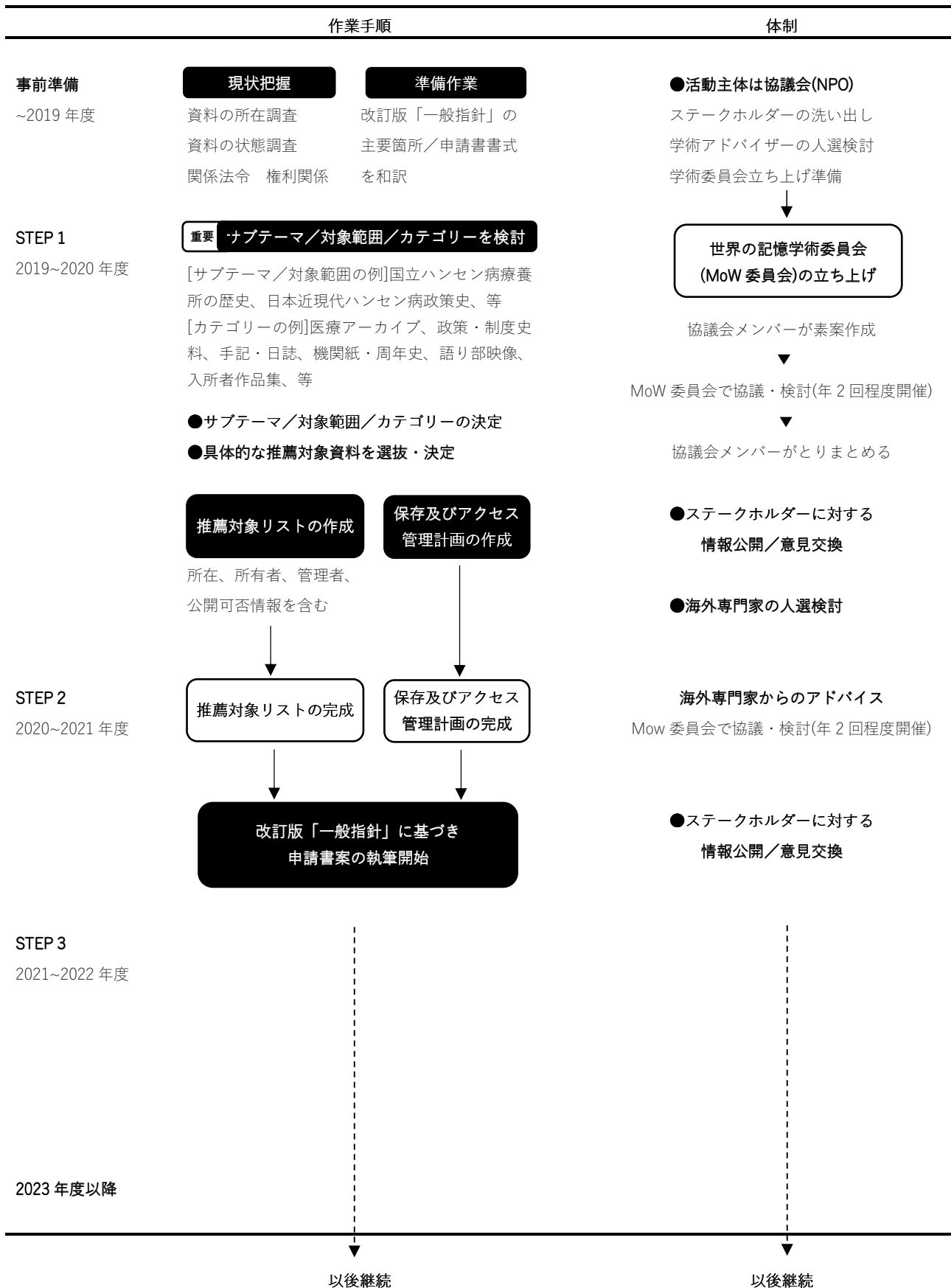
ユネスコ世界文化遺産 UNESCO World Cultural Heritage ロードマップ



※1 OUV=Outstanding Universal Value の略。世界遺産に登録されるための必要条件。国の違いを超えて、現代・将来の人類にとって重要な文化遺産・自然遺産のこと。

※2 学術委員会=世界文化遺産等の専門家を委員とし、協議会が作成した素案への諮問に答える機関を想定する。

※3 WG=Working Group の略。



3. 解説：世界遺産（World Heritage）推薦に向けて

3-1. 世界遺産を取り巻く国内の現状と今後の見通し

3-1-1. 世界遺産登録までの流れ（略）

3-1-2. 日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状 2020 年度変更あり

2021 年 5 月末現在、我が国の世界遺産暫定一覧表（以下、暫定一覧表）記載の文化遺産は、6 件である。

ユネスコは延期していた第 44 回世界遺産委員会を福州市及びオンラインで 2021 年 7 月 16 日から 31 日まで開催し、2020 年分と 2021 年分の新規推薦案件を審査することを決定した。日本からは自然遺産の『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島』と文化遺産の「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の 2 案件が審査される見込みである。

3-1-3. 世界遺産推薦を準備する上での課題

a. 世界遺産新規推薦案件の審査件数の抑制傾向と我が国の傾向 2020 年度変更あり

世界遺産一覧表に記載されている資産の数は 2021 年 5 月現在で 1,121 件を数える。世界遺産委員会で世界遺産一覧表の記載総数に制限はないとする一方で各国からの推薦については 2019 年 1 月提出分（2020 年審査分）から 1 件のみとなった。

これまで我が国からは 19 件の文化遺産、4 件の自然遺産が世界遺産一覧表に記載されている。

3-1-4. 暫定一覧表追加記載の見通し 2020 年度変更あり

2020 年 11 月 5 日、文部科学大臣より「我が国の世界文化遺産の今後の在り方について」が諮問され、2021 年 3 月 31 日に文化審議会世界文化遺産部会により第一次答申がなされた。2021 年度中には暫定一覧表追加記載に関する手順や基準が最終答申にて示される予定である。よって、本案件も当該ロードマップに従い手順を踏んで準備し、関係機関からの情報収集に務め、近い将来訪れる暫定一覧表追加記載に向けた機会を逸しないこととする。

3-2. ポテンシャルな「顕著な普遍的価値（OUV）」の証明に向けた学術調査の方向性

3-2-1. ポテンシャルな OUV 設定のための検討

a. OUV とは

世界遺産一覧表へ記載されるためには、その自然遺産および文化遺産が「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）を有していることが条件である。

「顕著な普遍的価値」とは、（その遺産の）「文化的小および／または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であることをいう。したがってその遺産の恒久的保護は国際社会全体にとって最高の重要性をもつ。（世界遺産）委員会は、世界遺産一覧表記載のための評価基準を定義している」（「世界遺産条約履行のための作業指針」 以下、作業指針）

なお、OUV があると認められるには、評価基準を満たしていることに加えて、完全性と真実性が十分にあり、保存管理体制が整っていることが必要である。（リソースマニュアル『世界遺産推薦準備のてびき』 以下、リソースマニュアル）

b. OUV のポテンシャルの検討（略）

c. ポテンシャルな OUV の言明とは

「顕著な普遍的価値の言明」案とは、当該資産が体现する顕著な普遍的価値だと考えられるものを 1、2 ページで簡明に述べるものである。作業指針の第 155 段落によると、「言明」は以下によって構成される。

- a) 総合的所見 Brief synthesis
- b) 評価基準の証明 Justification for Criteria
- c) 完全性の言明 Statement of Integrity
- d) 真実性の言明 Statement of Authenticity
- e) 保存管理の要件 Requirements for protection and management

d. 推薦書原案とは（略）

e. トランス・バウンダリーによるシリアル資産としての推薦の可能性（略）

3-2-2. 適用可能な評価基準の検討

世界遺産条約の作業指針には、10 個の評価基準が設けられており、そのうち(i)～(vi)が文化遺産に関するものである。これらはユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である ICOMOS¹によってその適用が妥当であるかどうか検討される。

各評価基準の内、本件に適用される可能性のある基準の定義は以下のとおりである。

(i) （適用可能性が低いため、略）

(ii) （適用可能性が低いため、略）

(iii) 現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

Bear unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared

・ 評価基準(iii)の可能性

この基準のカギとなるのは「プロセス」である。「現存しているか消滅しているにかかわらず」、「ある文化的伝統や文明」といった無形の価値が、ある地理的文化圏において作られた「プロセス」が物証としての遺産に現れているかを評価するものである。その「文化的伝統」は現在も存在しているものだけでなく、今では衰退あるいは消滅しているがその存在を証明する痕跡があるなど、様々である。「文明」とは、「ある相当の期間存続」し、「系統だった特徴」と「統一された質」を保持しているもので相当な数の人々が関与しているものである。

長島は「国策による強制隔離の徹底（1931 年）」から「らい予防法の廃止（1996 年）」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決（2001 年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、彼らを取り巻く偏見や差別、彼らの苦悩と苦痛の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であるため、この基準は適用可能である。

(iv) （適用可能性が低いため、略）

(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

Be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or, cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change

¹ International Council of Monuments and Sites：国際記念物会議。遺跡や建造物の保存を目的として 1965 年に設立された国際 NGO 機関。世界遺産委員会の諮問機関として、世界遺産に推薦された文化遺産の専門的調査や評価をおこなう。

・ 評価基準(v)の可能性

この基準のカギとなるのは「土地利用」であり、「独自の伝統的集落や、人類と環境の交流」を評価するもので、「その存続が危ぶまれている」集落や景観が該当する。また「陸上・海上の土地利用形態」を代表するものとして、農業景観や文化的景観が特徴である遺産もこの基準に該当する。

長島のハンセン病療養所群（仮）は、「絶対隔離」「終生隔離」を前提として、社会から切り離された孤島に作られた施設で、当初は療養所主導で作上げられた入所者の「自活の場」であり、患者達が症状を悪化させながらも自らの手で土地を開墾し、生活の基盤を築かざるをえなかった歴史と文化がその土地利用の中に見て取れる。よって、この基準は適用可能である。

(vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (The Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria)

・ 評価基準(vi)の可能性

日本では一般的に「人類史上、重要な出来事を伝える遺産のうち、今後こうしたことがあってはならないという、戒めの教訓としての意味を持つ遺産」（稲葉信子氏の投稿：出典：世界遺産年報 2011、（社）日本ユネスコ協会連盟）を「負の遺産」という見方がある。この「負の遺産」という言葉は世界遺産条約の中にはその言葉自体も定義も存在しないが、事実、「人間の生命と尊厳、財産の大きな犠牲を背負った遺産」は存在する。この基準は、このような「あってはならない出来事の記憶を受け継ぐ遺産」を通して、世界中の人々にその背景にある重要な出来事を語り継ぐべく、出来事と関連する場所を世界遺産として登録するために世界遺産委員会が設けた基準である。

長島はハンセン病入所者及び回復者が経験してきた、顕著で普遍的な意義を有する出来事があった場であり、彼らの生きた証、「困難から回復する力（レジリエンス）」を象徴する物証（「恵の鐘」、農園跡、邑久長島大橋など）が存在する。「国策としての強制隔離」から始まった悲しい出来事、記憶であるが、困難を耐え抜き、克服する力にも焦点を当て二度と同じ過ちを繰り返さないための学びの場と捉えることでこの基準は適用可能である。

3-2-3. 顕著な普遍的価値の証明に必要な比較研究の方向性

a. 比較分析の対象となる資産の案（略）

3-2-4. 資産候補の真実性と完全性について

a. 真実性とは

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。推薦資産の OUV を構成する要素の一つであり、推薦書ではこれも証明しなくてはならない。

文化遺産の種類およびその文化的文脈によって異なるが、以下のような様々な「属性」を通して文化的価値が正真正銘表現されている場合に、その資産は真実性の条件を満たしていると理解される。（作業指針、第 82 段落）

- ① 形状・意匠（form and design）
- ② 材料・材質（materials and substance）
- ③ 用途・機能（use and function）
- ④ 伝統・技術・管理体制（traditions, techniques and management systems）
- ⑤ 位置・セッティング（location and setting）
- ⑥ 言語・無形遺産的側面（language, and other forms of intangible heritage）
- ⑦ 精神性・感性（spirit and feeling）
- ⑧ その他の内的・外的要因（other internal and external factors）

b. 完全性とは

完全性とは OUV を構成する要素の一つであり、遺産の価値を構成する必要な資産がすべて含まれているか（Wholeness: 全部そろっていること、一体となっていること）、価値を伝えるのに必要な要素がどれも失われたり、損傷を受けていたり、減衰することなく現在も残っているか（intactness）、そして資産が開発や、劣化、管理放棄といった脅威にさらされていないか（Absence of threats）といった3つの観点から評価される。

ポテンシャルな OUV を伝達するために必要な要素が外れていても、あるいは十分に伝達しない「余計な」要素が入っていても、その推薦資産の完全性は十分とはいえないのである。ポテンシャルな OUV を証明する要素が洩れなく含まれている必要がある。

c. 本件における真実性と完全性 2020 年度追記

「長島のハンセン病療養所群」（仮）を構成する個別の構成要素から全体の完全性と真実性の在り処を検討する作業を開始した。

3-2-5. 資産の法的保護措置の可能性

ポテンシャルな OUV を有する資産において、確実にその保護を担保するために、作業指針の中で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められている。

a. 長島とその周辺における法的保護の現状（略）

b. 長島とその周辺における検討可能な文化財保護法による保護措置

我が国から文化遺産として推薦する場合、資産は文化財保護法による何らかの指定を受けて保護が図られていることが一般的となっている。よって本件の場合も、国内の他の世界遺産や暫定一覧表記載の遺産と同様に文化財保護法による指定を検討する必要がある。現段階では長島を文化財保護法が定める「史跡」指定により主に保護する方向性が最も合理的である。

c. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性

バッファゾーンとは、資産の持続可能な保護、保全、そして管理を行うために必要な範囲を設定し、資産範囲の外側（資産近傍も含めて）における活動に対して制限を設けるものである。基本的には資産から眺望可能な範囲や、資産に対する展望点から眺望可能な範囲を設定し、関係法令の下に万全な保全措置を講ずるものである。

3-2-6. 上記の事項以外に活動主体が取り組むべき事項（略）

3-2-7. 世界遺産登録推進準備体制の構築の案

a. 及び b. （略）

c. 文化庁文化財調査官（世界遺産担当）による視察の実施

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官（世界遺産担当）鈴木地平氏による視察を以下のとおり実施した。

期日 2020 年 1 月 30 日・31 日

内容 国立療養所長島愛生園及び邑久光明園視察及び関係者との意見交換会

3-3. ポテンシャルな OUV の言明（案） 2020 年度更新

3-3-1. 2020 年度版

本法人ロードマップ委員会にて療養所機能を有する現在を基準として、（案）を作成した。

資産名称 長島のハンセン病療養所群

a. 総合的所見

長島のハンセン病療養所群は、日本が 20 世紀にハンセン病患者の隔離収容と治療を目的として設立した長島内の国立療養所長島愛生園と邑久光明園の遺跡及び建造物群、並びに本州と長島をつなぐ邑久長島大橋で構成される。

長島は日本の西部、瀬戸内海に位置する。瀬戸内海は日本最大の内海で約 700 の島々を有する。長島は東西に細長い形状をした周囲 16 キロメートルの島であり、幅 30 メートルに満たない海峡を挟んだ本州とごく近い場所に浮かぶ。現在そこには邑久長島大橋が架かる。

長島愛生園は 1930 年に日本初の国立ハンセン病療養所として長島東部に開設された。邑久光明園は大阪に設置されていた前身の公立ハンセン病療養所が台風被害により壊滅し、1938 年に長島西部を再興の地として開設された。

現在、長島の二つの療養所には、既にハンセン病は完治したものの、日本の隔離政策が長期にわたったため療養所を離れることが不可能となった入所者約 200 人が暮らしており、その多くが医療・介護のサービスを受けている。

1873 年にらい菌が発見され、ハンセン病が感染症であると判明すると世界各国はハンセン病療養所を開設し、患者の隔離収容を行った。日本はそれらの一部を例としながらも収容の際の有形力の行使や、患者やその家族への偏見を助長する形態による収容の実施、例外なき絶対的かつ退所を認めない終生の隔離による患者個人の尊厳の軽視を特徴とする隔離政策を法と施設を整備して展開した。

1940 年代後半に治療薬プロミンが国際的に普及すると、世界各国は隔離の段階的な廃止や在宅治療、一般病院での治療の道を探り、療養所は廃止又は他施設に転用された。しかしながら日本は 1996 年まで国際的な非難を受け続けつつも独自の隔離政策を継続したため、療養所が存続した。2001 年、裁判所は隔離政策を継続した立法と行政の不作为を憲法違反と判断した。

一方、療養所入所者は自身らによる自治を強化し、日本政府に処遇改善や施設整備の予算要求を行う権能を得るに至った。長島の二つの療養所入所者は隔離の必要が無い証として本州との架橋を求め続け、1988 年に邑久長島大橋としてこれを実現させた。

隔離政策により社会や親族との関係を断たれ、多くの苦難を強いられた療養所入所者が示したレジリエンスは極めて遅しく、現存する世界各地のハンセン病療養所には認められない顕著で普遍的な価値を持つ。

長島の二つの療養所は、1943 年のピーク時には 20 世紀における世界のハンセン病療養所史上第三の規模の入所者を隔離していた。長島愛生園単独では世界第四の規模で、同園は日本初の国立ハンセン病療養所であるのみならず規模においても国内最大であった。同時に長島愛生園には全国の国立療養所から様々な情報が集まり、各園に対して同園から指示がなされていたことから長島愛生園は日本のハンセン病隔離政策を名実ともに代表していた。

日本政府は長島の二つの療養所開設にあたりそれまで島内に居住していた地域住民の土地を収用し、長島のほぼ全域を国有地化した。1938 年に現在の邑久光明園が開設されて以来、長島には療養所入所者及び職員以外の者が居を構えたことはなく、病者として収容された入所者自身による自治を基礎とする独自の文化的伝統が生成・発展した。

本資産は、平地の少ない島を入所者自らが療養所の指示の下に最大限利用しながら独自の居住形態を創り上げたことを示す。患者収容に関する施設から教育施設、納骨堂まで人生の全てを療養所で過ごすことを強いた日本のハンセン病隔離政策の特徴を示す本資産の構成要素は、かつての有菌地帯と無菌地帯の別に整然と配置されている。

本資産は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と社会や親族との物理的・精神的な紐帯を断たれた療養所入所者が島という完全に閉じられた環境下で多くの苦難を甘受することなく自身らの自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンスを示す物証であり、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。

b. 評価基準適合性の証明

評価基準（iii）

現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

長島のハンセン病療養所群は、日本のハンセン病隔離政策により療養所内にとどまることを強いられた入所者が療養所から勝ち取り確立した自身らによる自治により発展させたコミュニティの存在と暮らしの実相を文化的伝統として示す物証である。

慢性感染症であるハンセン病の患者を隔離する療養所では、有効な治療薬が開発される 1940 年代以前から自治的な入所者組織によるコミュニティ運営が世界各地で展開された。日本のハンセン病隔離政策は終生の隔離をハンセン病患者に強いたため、入所者は社会や親族との関係を断たれ、療養所外に物理的かつ精神的な支援を求めることができない状況に置かれた。自らの生命と生活、そして尊厳を守るべく自身らによる自治を発展させ、処遇改善や施設整備、更には人間性の回復を療養所や日本政府に求めた。本資産を構成する邑久長島大橋は自身らによる自治に基づくレジリエンスが具現化した顕著な見本である。

一方、個々の生きがい求めて文芸や創作、音楽などの表現活動に取り組む入所者は第二次世界大戦以前から存在したが、とりわけ戦後には表現の自由と民主主義思想が療養所内にも普及した結果、文芸協会をはじめとする数多くの表現活動団体が誕生し、社会との精神的紐帯の回復を求める交流が展開された。

長島愛生園では、開設翌年から機関誌「愛生」が第二次世界大戦後前後の一時期を除き今日まで発行・保存されている。第二次世界大戦後の 1949 年から 2007 年までは入所者が編集を担い、療養所コミュニティにおける暮らしの実相を今に伝える。

本資産は、約 1 世紀にわたる療養所入所者自身の自治による日本のハンセン病療養所コミュニティの生成から発展、そして近い将来不可避である消滅の過程を示す代表的な遺産である。

評価基準（v）

あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

長島のハンセン病療養所群は、完全に閉じられた環境における自給的自立的生活の一つの典型である。

患者収容に関する施設、患者住宅を含むインフラ施設、小学校から高等学校までの教育施設、農地や畜産施設等は遺構として、現在の入所者のための住宅、介護施設、病棟や日本国内で普及する主要な宗教・宗派の会堂等は稼働施設としてこのことを証明する。長島内の二つの療養所で死亡した入所者の 90% 以上、約 7000 柱が眠る納骨堂の存在はハンセン病に対する社会の偏見と差別が如何に苛烈であることを示す。

ハンセン病療養所を僻地や島しょ部に設置するという思想は 20 世紀以前から世界各地で見られた。日本では 1909 年に開設された 5 か所の公立療養所中、第四区大島療養所が島に設置された。日本政府は国立のハンセン病療養所を開設するにあたり最適な地として長島を選び、1930 年に長島東部に長島愛生園を開設した。翌年から患者収容が行われ、平地の少ない島を患者自らが開拓した。

長島愛生園内の狭い平地は更に有菌地帯と無菌地帯に分けられ、患者居宅や治療施設等是有菌地帯に配置された。患者は無菌地帯への立ち入りが禁止された。

宅地以外の長島愛生園の土地は水田や畑、果樹園や畜産の場として使用されるとともに、第二次大戦中は塩田や松根油製造にも利用された。運営費と食料が乏しかった時代には、療養所は「患者作業」として病者である患者による園内作業への従事を制度化した。過酷な作業と栄養不足によりハンセン病やその後遺症を悪化させ、手足や視力を失う患者が多くいた。

1938 年、長島西部に現在の邑久光明園が開設されると長島愛生園と同様の運用がなされ、長島のハンセン病療養所群はその規模を拡大した。

1970 年頃から過酷な「患者作業」が徐々に廃止されると入所者自治組織による畜産や購買事業は活発となり、入所者による自律的な経済活動が療養所コミュニティ内で展開された。

差別的な有菌地帯と無菌地帯の別は、1960 年頃にはその運用は事実上廃止されたが、現在でも本資産を構成する要素はその機能に応じてかつての有菌地帯と無菌地帯の別に配置されている。

本資産は、平地の少ない島を最大限利用しながらハンセン病療養所独自の居住形態が創り上げられた顕著な見本である。

評価基準 (vi)

顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

長島のハンセン病療養所群は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策により療養所で生涯を過ごすことを強いられた多くの入所者が自らの苦難を人間が持つレジリエンスへと昇華させた顕著で普遍的な意義を持つ出来事を直接示しており、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。

1873 年にらい菌が発見され、ハンセン病が感染症であると判明すると、時代と地域によりその形態や強弱はあるものの、世界各国はハンセン病療養所を開設し、患者の隔離収容を行った。東アジアにはフィリピンに代表される患者の強制隔離を伴う米国型、マレーシアに代表される人道に配慮した隔離形態の英国型、そして日本とかつての日本の占領地に設けられた日本型の療養所が存在した。日本型は米国型をより一層推し進めた収容の際の有形力の行使や欺罔による入所勧奨、患者やその家族への偏見を助長する形態による収容の実施、例外なき絶対的かつ退所を認めない終生の隔離による患者個人の尊厳の軽視を制度的特徴とする。

20 世紀の日本のハンセン病隔離政策は、1907 年に制定された法律第十一号「癩予防ニ関スル件」にて資力と扶養親族のいない「放浪患者」を隔離対象と定め、1909 年に邑久光明園の前身である第三区府県立外島保養院を含む国内 5 か所の公立療養所が開設されて幕を開けた。1916 年には療養所内の秩序維持と脱走防止のための抑止力等として療養所長に懲戒検束権が付与され、療養所内が治外法権化する端緒となった。1934 年の室戸台風により外島保養院は壊滅し、現地近隣での再興を試みるも地域住民の強硬な反対により叶わず、長島西部を再興の地とした。このことは、治療薬開発前という時代背景を斟酌しても当時の日本社会にはハンセン病の感染力等に関する科学的知見が普及していなかったことを示す。

軍国主義の風潮が強まる中、日本は「国辱病」であるハンセン病の撲滅を国家的課題とした。1930 年に長島愛生園が初の国立ハンセン病療養所として長島東部に開設され、翌年には法律第十一号が全て

のハンセン病患者の隔離を目的とする「癩予防法」（旧法）へと改正・強化された。前後して日本政府は地方公共団体や民間団体とともに全てのハンセン病患者を療養所へ収容する「無癩県運動」を開始した。ハンセン病を恐ろしい伝染病と吹聴された国民は、無癩県の達成を目指しこれを支持した。加えて患者の入所勧奨や有形力を伴う収容は当時衛生行政を担っていた警察当局により行われたこと等も伴い、患者やその家族への偏見と差別を固定化する社会構造が形成された。

一方、日本政府は療養所運営の予算を十分に確保できなかったため病者による「患者作業」が療養所運営の中核に据えられた。1936年には長島愛生園で慢性化した定員超過への不満が「患者作業」のストライキとして行動に移され、処遇改善と入所者自身による自治を要求する「長島事件」へと発展した。

社会や親族との既存の関係が断たれた上に療養所に収容された患者には断種と堕胎が強制され、療養所内で新たな親子関係を構築する機会さえも奪われ、個人の尊厳が著しく蹂躪された。

「無癩県運動」による収容に加え、社会で行き場を失い自ら療養所へ入所する患者も多く現れた。長島の二つの療養所は1943年に合計3180人が入所しピークを迎えたが、第二次世界大戦末期には約20%が栄養失調や結核等により死亡した。

第二次世界大戦中に米国でその効果が実証された治療薬プロミンは大戦終結翌年の1946年に日本国内で合成され、1947年には長島愛生園でその試用が始まった。人類は歴史上初めてハンセン病の治癒可能性を科学的な療法により探る時代を迎え、世界各国は隔離の段階的な廃止や在宅治療、一般病院での治療の道を探ることとなった。しかしながら日本は1953年、プロミンの効果を判断するのは時期尚早という療養所長らの見解が重視され、患者の強制隔離や退所規定の不存在、所長への懲戒検束権の付与という「癩予防法」（旧法）をほぼ踏襲した「らい予防法」（新法）を施行した。長島の二つの療養所を含む全国 of 患者自治組織はそれらを束ねる全国組織と共に法改正に反対し、日本政府（厚生省）前での座り込み等を行うが社会からの支援は皆無に等しかった。

戦後復興期から高度経済成長期にかけて概して日本国内の栄養状態や生活環境は飛躍的な発展を遂げ、新たに国内でハンセン病と診断される者は逡減した。しかし、療養所入所者を親族として持つ者は、当人のハンセン病が癒えたとしてもハンセン病に対する偏見と差別が社会構造として固定化されている状況をおそれ、積極的に親族関係の回復を図ることをしなかった。加えて医学界や法曹界、マスコミ、は国際的な非難を受け続けた日本の隔離政策の不合理性について、医学的知見や戦後日本で普及した新憲法的価値から日本政府に改善を求めることを怠った。これらに起因する社会の無関心は、立法と行政的不作為として日本のハンセン病隔離政策を1996年まで温存する要因の一つとなった。

一方、療養所入所者は自身らによる自治を戦後民主主義の発展と共に強化し、療養所を通じて日本政府（厚生省）に処遇改善や施設整備の予算要求を行う権能を得るに至った。

1957年に日本政府（厚生省）は入所者に周知しない形ではあったが軽快退所基準を設けると、療養所から社会に復帰する者が多く現れた。

長島と本州は幅30メートルに満たない瀬溝海峡で隔てられている。自由を求め、泳いで逃走を試みた入所者の中には速い海流により命を落とす者がいた。「隔離の必要が無い証として橋を架けよう」と、長島の二つの療養所自治組織は1972年に架橋促進委員会を設置し、入所者による全国組織の支援を得ながら日本政府（厚生省）や地元の地方公共団体へ架橋の実現を働きかけた。1987年に桁行135メートルの橋が起重機船により瀬戸内海の播磨灘を運搬され、翌1988年に「邑久長島大橋」と命名され開通した。隔離政策により多くの苦難を強いられた二つの療養所入所者のレジリエンスを示すこの物証は、「人間回復の橋」と呼ばれる。

1996年の「らい予防法」（新法）の廃止、2001年のらい予防法違憲国家賠償請求訴訟勝訴判決確定を経て、今日二つの療養所入所者は自らが経験した日本のハンセン病隔離政策による苦難の歴史と生きた証を後世に伝える活動を展開しており、本資産の示すレジリエンスを無形的に証明する。

c. 完全性の言明

個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と多くの苦難を甘受することなく人間性の回復を求め続けた療養所入所者のレジリエンスという本資産の顕著な普遍的価値を表現する構成要素を過不足なく含み、かつ、資産の重要性を伝える特徴及び経過を表現する上で適切な範囲を文化財保護法等で保護し、完全性を確保すべく準備を進める。

本資産は全体としては無傷性を確保しているが、国立の療養所という特性により科学技術の発展に伴う施設の更新や内外装の変更が一部の構成要素に見受けられる。資産全体の無傷性の証明に支障をきたさない保存管理体制が構築できるよう準備を進める。

本資産は現在、稼働中の国立療養所として日本政府（厚生労働省）が管理しているため、開発や管理放棄の脅威は存在しない。しかしながら新たなハンセン病患者が療養所に入所することがないため入所者は減少の一途をたどっており、将来的な施設の用途変更や管理運営主体の地方公共団体等への移譲可能性がある。一方で劣化の脅威は現在も存在しているため、文化財保護法等で保護し適切な保存管理体制を構築することで、完全性の証明に支障をきたさぬよう準備を進める。

緩衝地帯は、長島周辺1キロメートルの海域・陸地を仮の範囲として設定する。文化財保護法、自然公園法等により十分な範囲が設定できるよう準備を進める。

緩衝地帯の本州側陸地の過疎化と住民の高齢化による地域経済の衰退、資産の持続性に悪影響を与える可能性がある。また、緩衝地帯の海域では牡蠣養殖業が営まれているが、当該養殖業が衰退の局面を迎えることとなれば養殖筏や漁船の海洋投棄につながり資産に悪影響を与える可能性がある。

d. 真実性の言明

本資産の真実性は、形状・意匠、用途・機能（注）、位置・セッティングという属性において維持されている。言語・無形遺産的側面、精神性・感性、その他内的・外的要因という属性にも認められる可能性があるため引き続き調査研究を進める。

本資産の真実性が顕著な普遍的価値に貢献する各構成要素の諸属性に関する十分な調査研究により裏付けられるよう調査研究体制の充実を図る。あわせて現在維持している真実性が毀損せぬよう保存管理体制の充実を図る。

（注）療養所としての用途・機能が失われた際には当該属性は失われる。

e. 保護と管理に必要な措置

資産全体は現在、国有財産法により管理されているが文化財保護法に基づく国指定史跡及び他の法令により世界文化遺産として適切に保護できるよう準備を進める。

緩衝地帯は、本資産の顕著な普遍的価値を阻害する開発行為等が生じないようにする視点のみならず、本資産に関わった人々が資産に対して持つ場所の記憶としての眺望景観を保存するという視点を加味し、長島周辺1キロメートルを仮の範囲として設定する。具体的には本資産周辺の長島陸地は自然公園法の特別地域又は関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例により、長島周辺の海域については文化財保護法の重要文化的景観又は関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例及び港湾や海洋の管理に関する法令により、本州陸地については自然公園法の特別地域、文化財保護法の重要文化的景観、関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例によりそれぞれ保護できるよう準備を進める。

【「長島のハンセン病療養所群」保護措置（案）】

資産	緩衝地帯（ロードマップ上、長島周辺1キロメートルを範囲として仮設定）		
長島のハンセン病療養所群	長島 （国指定史跡の周辺）	海域	本州陸地
重点地区（瀬戸内市景観条例・景観法）			
国指定史跡 （文化財保護法） （及び文化財保護法以外の 法令による保護）	第2種・第3種特別 地域（自然公園法） 又は 特別条例（県・市）	【現状】普通地域 （自然公園法） 又は 重要文化的景観 （文化財保護法） 又は 特別条例（県・市） 及び 港湾海洋関連 （法・条例）	第2種・第3種特別 地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観 （文化財保護法） 又は 特別条例（県・市）

※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）が重要文化的景観選定（文化財保護法）の前提となる。

※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）は国指定史跡（文化財保護法）及び国立公園（自然公園法）とは別の制度である。重要地区内が国指定史跡又は国立公園に指定・編入された場合には、文化財保護法又は自然公園法の諸規定が適用される。

3-4. 保存管理活用計画 2020 年度更新

2019 年度、長島内の建造物、土地、景観を構成資産「長島」を支える構成要素ととらえ、それらの現状とポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の在り処を探り、かつ、保存管理と活用のビジョンを検討するフォーマットとして「長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画¹ 策定要項」を作成した。

2020 年度、長島愛生園では当該フォーマットに沿う形で国登録有形文化財（建造物）5 件について歴史館学芸員を中心に本書 5.参考資料 5-4.（43 ページ）のとおり（案）を策定した。今後は邑久光明園においても入所者自治会から本法人事務局に対して保存の意向が示されている本書 23 ページ記載の 26 物件について、当該フォーマットに沿う形で計画（案）の策定がなされることを提案する。

なお、長島愛生園「収容桟橋」「監房跡」、邑久光明園「二つの桟橋」「旧少年少女舎」についてはとりわけ損傷の程度が大きいことに鑑み、2020 年度から 2 か年計画で集中的に現状調査を実施し、保存修復と整備活用に向けた計画を策定する。2020 年度の調査結果の詳細は、本書 5.参考資料 5-5.（47 ページ）のとおりである。

¹ この計画は本法人独自の様式に基づき策定を進めるものであり、文化財保護法による「保存活用計画」の策定やその認定を目指すものではない。

4. 解説：世界の記憶（世界記憶遺産 Memory of the World）申請に向けて

4-1. 「世界の記憶」プログラム国際登録の現状、見直しの論点、展望など 2020 年度変更あり

「世界の記憶」プログラムでは、国際登録、地域登録、国内登録の3種類設けられている。日本の場合は、政府が国内登録プログラムを実施していないため、国内登録は存在しない。3種類は階層的なものではなく、国際登録されたものがより重要性が高いというわけではない。また、同一物件を国際と地域など複数のリストに登録することも可能である。

ユネスコは2015年以来、同プログラムの「包括的な見直し（comprehensive review）」を行ってきた。第211回執行委員会（2021年4月7日～21日 パリ・ユネスコ本部）は、ワーキング・グループによる「包括的な見直し」最終報告書を承認し、以下のとおり決議した。

- 国際諮問委員会（IAC）の改定規約及び「世界の記憶」プログラム改定一般指針を承認する。
- ユネスコ事務局長に対し、2022年から2023年の推薦サイクルに向けて、2021年12月31日まで
に推薦の呼びかけを行い、可能な範囲で早急に国際登録を再開するよう要請する。

4-2. 「世界の記憶」プログラム地域登録の現状（略）

4-3. 国際登録と地域登録の主な違い（略）

4-4. 具体的な申請手続き（略）

4-5. 「世界の記憶」選考基準に照らした方向性 2020 年度変更あり

上記4-1.記載のとおり、今後再開される新規登録申請には「包括的な見直し」により改定された一般指針が適用されるが、選考基準やそれらを記載する申請様式は2017年12月に承認された一般指針（改訂版）と同じである。よって、2019年度に本法人RM委員会が独自に実施した一般指針和訳（仮訳）に沿って作業を進めるべきである。

4-6. 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式（仮訳）（略）

4-7. 「世界の記憶」登録推進準備体制の構築の案（略）

4-8. 活動主体が取り組むべき事項

4-8-1. （略）

4-8-2. 登録対象物件の選定：テーマ・対象とする時期

a. 日本の経験の世界的位置づけを把握する（略）

b. 対象を明確化する 2020 年度変更あり

本件に関する膨大な一次資料が掲載された「長島は語る」に改めて注目したい。

熊本地方裁判所においてハンセン病国家賠償請求訴訟の判決が確定した翌年、2002年6月に岡山県はハンセン病問題関連資料調査委員会を設置し、ハンセン病問題関連資料・史料の収集及び蓄積を行うこととした。同委員会は発足当初、「資料集」と「通史」の二部構成による資料集刊行を予定していたが、それまで未公開だった一次資料が長島愛生園及び邑久光明園に豊富に保存されていることが判明し、

これら文書資料を中心としつつ通史に対応する解説を加えた「前編」「後編」から成る「長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集」（合計 1,565 ページ）を 2009 年 3 月に刊行した。下線部のとおり、一次資料をベースとした通史（解説）が加えられている。

「長島は語る」に収録されている一次資料（前編 489 点、後編 451 点）の保管施設別内訳は次の通りである。

	保管施設	点数	両園内で所在が確認できた点数 (2020 年度)
前編	長島愛生園	373（内、園所有一次資料 344 ）	244（確認継続中）
	邑久光明園	43（内、園所有一次資料 17 ）	17
	その他	73	-
後編	長島愛生園	223（内、園所有一次資料 141 ）	0（確認継続中）
	邑久光明園	126（内、園所有一次資料 55 ）	45
	その他	102	-

これらの内、長島愛生園が所有する一次資料（行政文書合計 485 点）、邑久光明園が所有する一次資料（行政文書合計 72 点）は「国策としてのハンセン病患者隔離政策の歴史」を証明する歴史的記録物である可能性が高い。そこで 2020 年度には長島愛生園長及び邑久光明園長にこれら一次資料の保管状況の確認を依頼した結果が上記表のとおりである。長島愛生園では現物確認と並行して登録申請の際に確認が必要となる事項の調査も併せて実施し、リストにまとめる作業を開始した。

また、長島愛生園では「長島は語る」掲載一次資料（行政文書）を登録申請対象と仮定し、改訂版一般指針（2017 年 12 月承認）申請様式等（仮訳）に基づき申請書の作成を試みた。（本書 5.参考資料 5-6.（71 ページ））

c. 登録対象物件の定義（テーマ）案（略）

4-9. 保存アクセス管理計画（略）

4-10. 学術アドバイザー候補者の案（略）

4-11. 比較研究の対象となる資産（略）

4-12. 推薦候補物件の現状

本書 1-3-2. c.（25 ページ）記載のとおり、邑久光明園入所者自治会から示された意向を踏まえたものに更新した。

リスト名	保存場所	主な内容	点数
らい文献目録 保存資料一覧	長島愛生園	国内および海外の多岐にわたる歴史資料 世界及び国内のハンセン病患者の分布に関する資料 50 点、統計的分析資料 44 点、史料 120 点、ハンセン病予防に関する文献 91 点、法律関係 34 点、各療養所出版物 201 点、ハンセン病関連団体発行出版物、医師など人物に関する文献 71 点、子どものハンセン病関係 18 点、啓蒙活動・宣伝の資料 172 点、文学作品 64 点、患者の心理に関する文献 3 点	約 923 点
事務本館文書	長島愛生園	園管理記録 「調査済み資料」 「本館資料庫調査対象」昭和 1～昭和 30 年	279 点 1354 点
光田文庫	岡山市中央図書館	初代愛生園長 光田健輔医師ゆかりの資料 書籍、文献資料、記念品等の物品、卒業証書、辞令、給与・賞与票、表彰、論文、写真、所管、色紙、短冊、など	約 630 点
邑久光明園入所者 自治会 文書資料調査	邑久光明園自治会	「長島は語る」掲載一次資料 (ただし、非公開)	調査中
ハンセン病特別番組一覧 (山陽放送)		制作年 1983 年～2018 年 ※番組として制作されたもののみのリスト。 この他に資料映像が多数存在する。	16 点
神谷書庫目録	長島愛生園 神谷書庫	全国の療養所の機関誌、点字版機関誌。愛生園の各宗教団体の記録。医学研究論文、雑誌。日本らい学会誌、日本ハンセン病学会誌、海外のハンセン病学会誌、入所者による記録、句集、誌、評論、随筆、短歌等。 愛生園 30、40、50、60 年史、自治会史、ハンセン病関係一般書籍 (対象は日本国内外)、台湾らい予防法関係、笹川記念保健協力財団関係、等。 米カーヴィル療養所機関誌『The Star』、など。	20 棚、 約 17870 点
愛生園歴史館 宇佐美治氏 図書目録	長島愛生園歴史館	出版されたハンセン病関係文学、園年史	9 棚、 約 2500 点
機関誌『愛生』編集部 書庫目録	『愛生』編集部 書庫	『愛生』『ある群像』『日本 MLT』など。 各号の目次情報。 その他、図書	20 棚、 約 7366 点
長島愛生園入所者 自治会 文書資料調査	長島愛生園 入所者自治会	財産目録、支部活動報告、長島大橋架橋関連資料、記念誌、広報誌、全患協ニュース、療養所ない整備工事設計図面、支部長会議資料、瀬戸内ブロック会議関連資料、要請書、評議会議事録、畜産関係出納記録など	約 3000 点 (調査中)
長島愛生園歴史館 資料目録	長島愛生園歴史館	モノ資料、映像資料など	約 300 点
岡山県立 記録資料館目録	岡山県立 記録資料館	主に「長島は語る」収録一次資料の目録。上記資料との重複多し	調査中
施設整備図面等	長島愛生園 事務本館	昭和 5 年の開園から昭和 20 年代、 一部昭和 60 年代	調査中
愛生園 建物配置図		昭和 6、9、14、21、28、平成 30 年の配置図	

5. 参考資料

- 5-1. 委員会細則（細則第 8 号）（略）
- 5-2. 登録に向けたロードマップ委員会ワーキング・グループ設置要綱（略）
- 5-3. 長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画 策定要項（略）
- 5-4. 国立療養所長島愛生園保存管理活用計画（案）（登録有形文化財 5 件）（43 ページ）
- 5-5. 歴史的建造物（4 物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 初年度報告（47 ページ）
- 5-6. 長島愛生園が所有する「長島は語る」掲載一次資料（行政文書）を登録申請資産と仮定した、ユネスコ「世界の記憶」一般指針（2017 年 12 月承認）付属書 3「申請様式」の記載（71 ページ）
- 5-7. ユネスコ世界文化遺産推薦フォーマット（リソースマニュアル 仮訳）（略）
- 5-8. 「世界遺産評価基準 6 を用いた連想価値についてのガイダンス及び能力向上」最終報告（仮訳）（略）
- 5-9. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017 年 12 月承認）申請様式（付属書 3）（仮訳）（略）
- 5-10. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017 年 12 月承認）付属書（仮訳）（略）

別紙 参考資料

- ・ 2020 年度 国指定史跡範囲イメージ（案）（A3 三枚）
- ・ 歴史的建造物の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 測量結果イメージ（A3 三枚）

I 当該登録有形文化財に関する基本的な事項

1 当該登録有形文化財の名称・所在地等

名称 長島愛生園旧収容所（建造物）

員数 1

構造及び形式 1930（昭和5）年新築/不詳改修・減築/2005（平成17）年改修/2017（平成29）年改修
鉄筋コンクリート造平家建陸屋根/延床面積190.39㎡

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539番地

登録番号 第33-0313号

登録年月日 2019（平成31）年3月29日（官報号外第63号）

種別 建築物・文化福祉

2 当該登録有形文化財の所有者・管理団体等（略）

3 当該計画の対象とする区域（略）



II 当該登録有形文化財の概要（略）

1 建築に至る経緯及び歴史的背景

収容所は昭和5（1930）年の長島愛生園開園と同時に建てられた建造物の一つである。

昭和6（1931）年3月27日、公立療養所第一区全生病院（東京）から陸路海路を経て収容された開拓患者85名は汽缶場前の砂浜から島に第一歩を記したが、それ以後の入園者は収容所前の砂浜から収容された。収容所が設置された浜は内白間（うちしらま）と呼ばれ、昭和16（1941）年には収容のための棧橋が設置され、さらに多くの患者が上陸した。収容された患者は収容所において、検診、病歴の聞き取り、入園手続きが終わるまで1週間から10日間を過ごした。また、住宅状況が厳しい時代には一室を入所者の住居としていた。

戦後、収容所は回春寮と呼び変えられたが、主たる目的は戦前のそれと変わりなかった。

ハンセン病は乳幼児期に感染し、数年の後の発病が多かったため、若くして入所する患者が多かった。そうした子どもたちにとって家族や友人との別れ、異世界への隔離の第一歩となる収容所での生活は不安に満ちたものであったと多くの入所者が証言をしている。収容所は昭和30年代中頃まで使用された後は倉庫として使用された。

平成17（2005）年、長島愛生園入所者自治会は収容所を今後残すべき歴史的建造物として選定し、厚生労働省に対して保存のための予算要求を行い、平成29（2017）年2月、厚生労働省による外壁・軒天の補修と塗装、屋根の防水の改修、内部壁・天井の塗装等多岐にわたる補修が行われた。

2 敷地の位置及び周辺環境（略）

3 敷地形状、配置（略）

4 構造、階数、屋根形、小屋組み、屋根葺き材、外壁仕上げ

鉄筋コンクリート造平屋建て。屋上は陸屋根シート防水。軒天井はモルタル塗り。外壁はモルタル下地リシン掻き落とし及び櫛目引き。外部の窓は縦長で木製両開きランマ付き窓。樋は銅製の角樋である。

5 建築年代、改修、増築の履歴

管理台帳によると建築は、昭和5（1930）年5月30日、鉄筋コンクリート造及び木造と記載されている。当初62坪余り（206㎡）だったが現在は190㎡と減築している。西側廊下の突き当りに改修の痕跡が残っているので以前は廊下を隔てて建物が有ったことは明白で、設計図（調製者 石川重雄）を見てもこの先に洗面所とトイレが書かれている。現存部分に木造部分は残っていないのでこの取り壊した部分が木造だったと思われる。愛生園歴史館（旧事務本館）展示の古い写真（撮影日不明）では微かに寄棟屋根の形が見て取れる。台帳には屋根材は厚型スレート葺と記載がある。

6 設計者、施工者

設計者は、内務技師 松崎留吉。施工者は不明。資料図面には調製者 厚生技官 堂長七とある。園内の建物で数少ない開園時に国が建てた建物である。当時としては破格の予算が投入され、完成後時の内務大臣が訪れてその出来ばえに大変満足したということである。

7 特徴（間取り、様式、部分詳細）

外部腰壁は1段目と2段目の下地モルタルを増塗りしてあり、外部意匠上特徴的なデザインを醸し出している。内部の出入り口や壁額縁のボーダーは他の建物（旧日出浴場・旧事務本館 とともに登録有形文化財）と共通したデザインである。柱型の腰部分は大面取り仕上げで上部はアールの面取りと凝った仕上がりである。屋根には煙突があった。診察室の天井にはトップライトだったと思われる開口部があるが詳細は不明である。玄関を入り西側が診察室で東側が脱衣場・浴室へと続く。浴槽は1人用で深さは70cmと深い。病室・診察室・看護人室・廊下の内部仕上げは、天井（屋根スラブ）・梁型・壁はモルタル塗り漆喰仕上げ。腰壁は塗装仕上げで配膳室には腰板が張ってある。一部の間仕切壁は木造下地で木ずりモルタル下塗り漆喰仕上げである。床は板張りが主であるが看護人室のみ柱下部の切り欠き等の痕跡から畳敷きであったと推測される。浴室・玄関はタイル張り仕上げとなっている。

8 総括

当建物は入所者が長島愛生園に収容されて最初に入った建物だった。ハンセン病患者として彼らは、この中で俗世の全てを捨てて生まれ変わったつもりで生きていく覚悟を強いられた。建築物としては、昭和初期に建てられた鉄筋コンクリート造で、外部・内部共に洋風でモダンなデザインであり希少性が高い。ハンセン病患者の歴史とともに後世まで永く保存していかななくてはならない遺産である。

III 価値

1 厚労省歴史的建造物保存等検討会「歴史的建造物等の保存に向けた基本的な考え」該当性

（1）対象の選定

<隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料>

- a. 隔離政策の状況を伝えるもの
- b. らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
- c. 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
- e. 当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの

<建築史的価値を有する建造物>

- a. 古さ（竣工年が比較的古く、当初の状態をよくとどめていること。）
- b. デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること。）
- c. 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産

と考えられること。)

(2) 保存方法の検討

- a. 見学者等の立ち入りが可能なレベルの建造物の補修、史跡の整備を行うもの。(建造物については、建築史的価値の有無に関わらず、積極的な補修を行う。)
- c. 登録有形文化財及び史跡として保存するもの。

2 登録有形文化財としての価値

登録基準 ii 造形の模範となっているもの

<登録に際して示された特徴・評価>

北側の波止場に建つ新規入園者の停留施設。鉄筋コンクリート造平屋建で北面中央部に玄関を出し、縦長窓を規則的に並べる。北を廊下、南を病室とし、東半の廊下沿いに診察室や浴室を設ける。東立て板張の床など昭和初期の鉄筋コンクリート工法の様相を伝える。

3 国指定史跡を構成する可能性のある要素としての価値

国立療養所長島愛生園は、1930（昭和5）年に開設された国立第一号のハンセン病療養所であり、我が国のハンセン病対策の歴史と、療養所内で生涯を過ごした多くの入所者の歴史を理解する上で欠くことができない学術上の本質的価値を有している。当該旧収容所は、この本質的価値を構成する重要な要素の一つである。

4 国指定重要文化財（建造物）の価値可能性

当該収容所は、国内の国立ハンセン病療養所建造物としては外観のみならず内部も1930（昭和5）年建築当時の姿を良く残している。（西側は一部減築されている。）国内の他の近代建築との比較等更なる調査が必要なのは言うまでもないが、現在登録有形文化財として内部についてはいかなる制限も設けられていないとの理由で安易な現状変更を行うことは避けるべきである。

5 ユネスコ世界文化遺産を構成する可能性のある要素としての価値

(1) 総合的所見

国立療養所長島愛生園を含む長島は、日本のハンセン病隔離政策の歴史と、極限まで個人の尊厳が制約された環境の下で人間性の回復を求めた入所者のレジリエンス（回復力）の歴史を物語る貴重な物証である。また、世界に遍く存在してきた、感染症による偏見と差別の歴史を代表する希少な場という側面も持ち合わせる。

(2) 評価基準適合性の証明（略）

(3) 完全性の証明（略）

(4) 真実性の証明

①形状・意匠(form and design)及び材料・材質(materials and substances)

当該旧収容所は、長島愛生園が開設された1930（昭和5）年に建設された一連の建造物群の一つであり、現在も当時の形状・意匠・構造を維持している。また、建築当初からほぼ完全に残っており、劣化に伴う補修は建築当初の材料・材質を参考に実施されており真実性が認められる。

管理の象徴であった旧事務本館（登録有形文化財）と入所者の施設であった旧日出浴場（登録有形文化財）、旧洗濯場（登録有形文化財）及び当該旧収容所が同じ形状・意匠である点はその後開設された他の国立療養所と異なる点である。

②位置・セッティング(location and setting)

かつての長島愛生園の敷地は、入所者の立入が禁止されていた「無菌地帯」と入所者の生活が営まれた「有菌地帯」に厳格に区分けされ、建造物や施設もその用途・目的によってそれらの地区内に配置されていた。「無菌地帯」と「有菌地帯」の別は1960（昭和35）年頃には運用上撤廃されたが、

当該旧収容所を含む長島愛生園内に残る建築物や施設は当初設定されたこれら区域内に配置されており、その位置に真実性が認められる。

【注】世界文化遺産における総合的所見、評価基準適合性、完全性及び真実性は、資産「長島」全体について記載及び証明すべきものであり、当該旧収容所等個別の構成要素単独で記載及び証明することは求められない点を書き添える。

Ⅳ 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

1 保存の現状と課題

当該旧収容所は既に当初の役割は終えており、入所者が利用することはない。また、入所者の生活エリアからも離れており、かつ高齢となった入所者が現場付近に立ち入ることはほぼ無い。よって、入所者の安全や防災・防犯という観点から当該物件に特段の策を講ずる必要性は認められない。（ただし、当該物件東側には現在も入所者が作陶活動に利用する「内白間窯」がある点には留意する必要がある。）

一方、Ⅲに記載したとおり、当該物件は一部減築が認められるものの外観及び内部ともに建築時の姿を留めており文化財としての価値は非常に高いが、経年劣化による損傷が日々進んでいる。当該物件の持つ価値の磨き上げを行い、より積極的な保存管理をどのように行うかが課題となっている。

更に当該旧収容所の周辺には樹木が生い茂っており、園による日常的なメンテナンスが講じられているが枯葉が集積することによる雨どいの詰まりなどが当該物件の保存管理に悪影響を及ぼしている。

周辺の道路及び西側の駐車場には、園による日常的なメンテナンスが講じられており、特段の課題は見受けられない。

防災・防犯対策は、園による一般的な策が講じられており、特段の課題は見受けられない。

2 活用の現状と課題

当該旧収容所が属する内白間地区は入所者の生活エリアから離れており、園内見学者が入所者のプライバシーを侵害する可能性は低い。かつ、収容棧橋、監房跡、目白寮跡、納骨堂と一体でハンセン病患者隔離政策と長島愛生園の歴史を学ぶことができるため、年間約12,000名の見学者を受け入れる際には必須の見学コースとして活用し、学芸員が引率している。

また、メディアが長島愛生園を取り上げる際には旧事務本館（登録有形文化財）、収容棧橋、納骨堂と並んで当該旧収容所を象徴的な建築物として紹介している。見学者自らがSNS等で当該旧収容所を紹介する事例も多く見受けられる。

Ⅲに記載したとおり、当該物件の文化財としての価値は非常に高く、かつ、ハンセン病問題の正しい理解の普及啓発に資する歴史的建築物であるため、より多くの見学者の見学ニーズに応えられるよう建築物単体としての価値を磨き上げつつ、内白間地区全体の景観をストーリーとして提示できる活用策を講じる必要がある。

3 保存活用に関する事項（整備計画概要）（略）

4 環境保全に関する事項（略）

Ⅴ 現状平面図（略）

Ⅵ 現状写真（略）

※旧日出浴場、旧洗濯場、園長官舎、旧事務本館は略。

5-5. 歴史的建造物（4 物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 初年度報告 2020 年度追記

I 概要

1 目的

この調査は、本法人「ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及びユネスコ「世界の記憶」（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2019 年～2021 年度）」及びこれに関する「2019 年度進捗管理・学術調査報告書」に基づき、保存管理の観点からとりわけ倒壊・崩壊の危機に直面する世界文化遺産構成要素候補である歴史的建造物等 4 物件の保存修復・整備活用の手法について調査を実施し、報告書として取りまとめ、本法人内外での協議に活用することを目的に実施する。

なお、当該調査は 2 ヶ年計画により実施することとし、前半期に相当する 2020 年度は 4 物件の現況把握調査、検討ベース図の作成および保存修復・整備活用の素案作成を中心に実施する。

2 調査対象とする歴史的建造物等

長島愛生園「収容桟橋」（1939 年築）



長島愛生園「監房跡」（1930 年築）



邑久光明園「二つの桟橋」（1938 年築）



邑久光明園「旧少年少女舎」（1939 年築）



3 2020 年度調査動画（YouTube）

<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5Ixc2BoUpk9Fig>



II 長島愛生園「収容棧橋」調査結果

1 現況

愛生園関連施設



調査対象資産位置図



写真 1



写真 2



写真 3

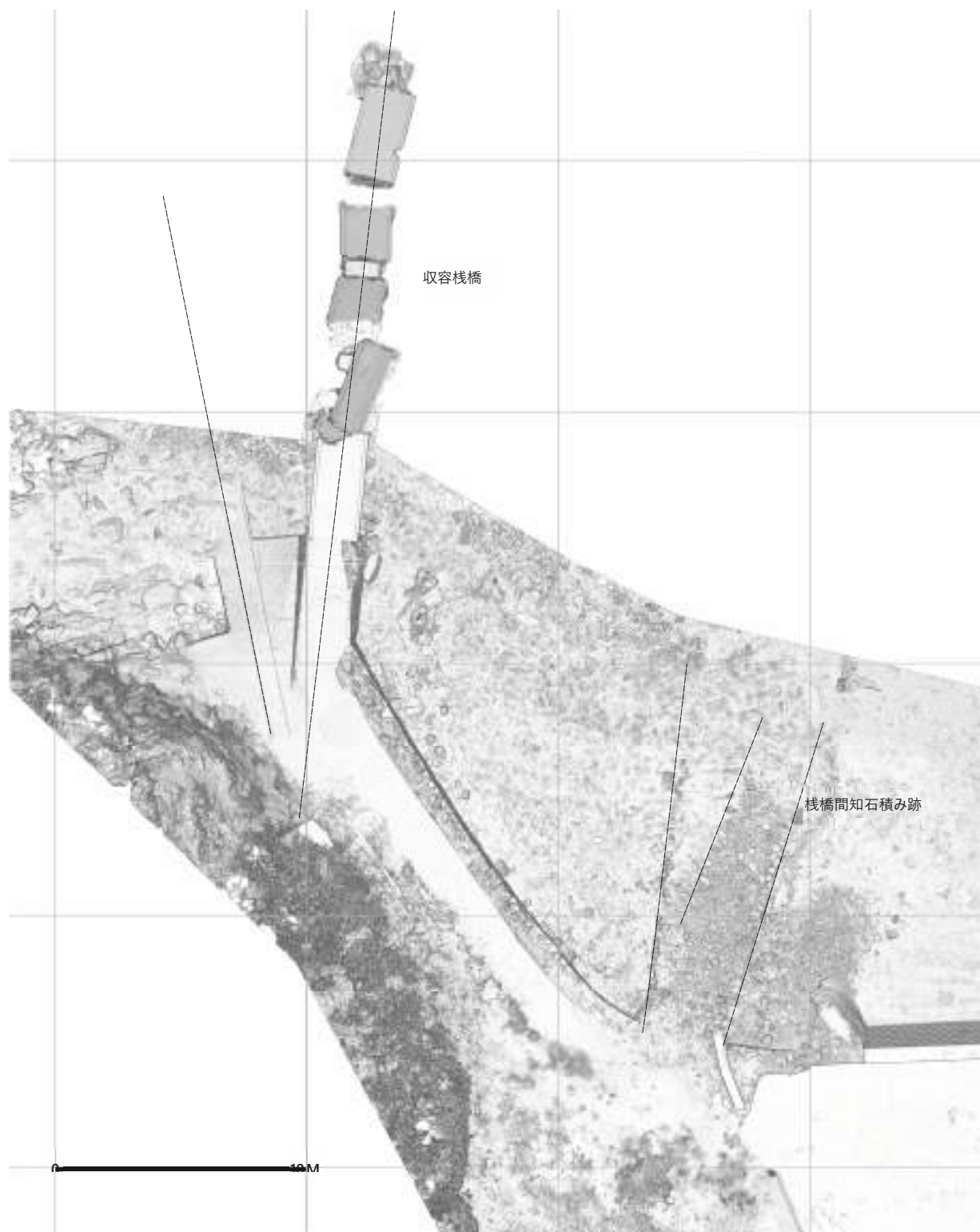
2 調査のポイント

- ① 改変の履歴と廃墟としての時間の経過
- ② 保存・活用の方向性を想定した調査

3 調査結果

記録測量・劣化診断調査より、各部の劣化・破損状況が明らかとなり、早急な保存措置が必要な状況が明らかとなる。また、史料調査より価値の整理に寄与する当初の形態や改変の履歴が明らかとなる。一定の基礎的調査は完了（今後は保存活用の方針の具体化に伴い補足調査が必要となる。）

4 現況の写真測量と図面の重ね合わせによる劣化・破損状況の確認



収容栈橋周辺 三次元測量 平面陰影図

5 中間所見

(1) 特徴と建造物の健全性

築造から 80 年以上、海中の厳しい環境下にあった栈橋は、その大部が崩落し、廃墟としての姿を呈している。構造は、第 1 スパンが 11 尺(3.33m)、第 2～第 5 スパンがそれぞれ 12 尺(3.63m)の全 5 スパンからなる桁橋構造である。4 台の橋台と先端の階段は、人頭大の粒形を玉石を含む粗石コンクリート(無筋)により成型されており、セメント量を節約した工夫であると考えられる。なお成型にあたっては、各橋脚で地業レベルが異なるため、現場打ちで施工されたことが推定されるが、周囲に締切仮設の痕跡が認められないことから水中施工の可能性が想定され、コンクリートには水中不分離コンクリート(水中コンクリート)を用いたものとする。

係船時の潮位の変化に対応するための階段は、現在は当初図面に記載の形態をとどめてはおらず、構成部位と思われるコンクリート塊が海底に散乱している。

橋台は、近隣から採取されたと考えられる花崗岩により築かれた間知石積み構造による。間詰めコンクリートの痕跡がみられるが、胴込・裏込にコンクリートを流し込んだ本格的な練石積とは異なる。橋台・橋脚ともに、足元には人頭大の捨石が投入され、洗堀対策が講じられている。

桁は、築造当初は、木造の腕木形式の桁であったことが、史料(図面・古写真)より明らかになっているが、現在は、鉄筋コンクリート製のプレキャスト桁に置き換わっている。改築時期は現段階では特定できていない。今後の課題である。第一スパン以外の桁は全て崩落しているが、その他の桁は、塩類による鉄筋の爆裂によりコンクリートかぶり部分は、剥落し、内部の鉄筋がむき出しになっている状況が確認できた。橋台から 1 スパン目の桁もいつ崩落してもおかしくない状況である。

一方、沈下については簡易貫入試験により各橋台・橋脚周辺の表層地盤について調査を行ったが、一部表面で非常に軟弱な層が認められたが、周辺に目立った洗堀の跡は見られず、構造そのものに大きな沈下は確認されなかった。自重が比較的小さいことや、潮による浮力の影響もあり、現在のところ沈下を免れているが、周辺地盤の表層に軟弱部分が認められているため、今後も沈下が進まないとは言えない。

すでに廃墟となった栈橋ではあるが、かつてこの場所から島に収容されたことを今に伝える遺構として、かろうじてその祖形をとどめているが、今後放置をするとその姿も失われてしまうため、下記の価値に配慮した保存の対策が求められる。

(2) 増改築の形跡と価値

患者が島に初めに降り立つ場所として、また家族や本土の暮らしとの決別の場所として、象徴的な本遺構は、その供用中の改変履歴のみならず、収容栈橋として供用がなされなくなった後、今日に至るまでの時間経過、廃墟としての景観を含め保存継承する価値としてとらえることが重要であるとする。保存修復・整備活用にあたっては上記の価値に留意した方針の検討が求められる。